

府中市障害者計画

(令和3年度～令和8年度)

障害福祉計画 (第6期)

障害児福祉計画 (第2期)

(令和3年度～令和5年度)

(骨子案)

府中市

目 次

第1章 計画の策定に 当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画策定に 当たって の国の動向.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画期間.....	6
5 策定体制.....	7
第2章 本市の障害者福祉の現状と課題.....	9
1 人口の状況.....	10
2 障害のある人の状況.....	12
3 障害福祉サービスの実績.....	21
4 障害児福祉サービスの実績.....	24
5 障害者計画の評価.....	25
6 郵送による調査からみた現状.....	30
7 次期計画策定に向けた課題と方向.....	42
第3章 計画の基本的考え方.....	51
1 計画の理念と考え方.....	52
2 計画の基本目標.....	55
3 計画の体系.....	58
第4章 重点施策.....	61
1 障害理解・意識啓発の推進.....	62
2 各機関の連携の一層の強化.....	63
3 就労支援事業の強化.....	63
4 差別の解消へ向けた取り組みの強化.....	64
5 権利擁護の推進.....	64
6 基幹相談支援センターを中核とした相談支援 ネットワークの構築.....	65
7 地域生活支援拠点等の運営.....	66
8 児童発達支援センターの整備.....	67
第5章 計画の基本目標に向けた取組.....	69
基本目標1 協働・連携で進める地域共生の まちづくりの推進	

第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成15年に福祉施策を総合的かつ一体的に推進するために「府中市福祉計画」を策定しました。その後は、平成21年、平成27年と6年ごとに地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の計画と一体的に改定を行っています。

障害者福祉分野としては、平成27年に障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）」を策定しました。そのうち「障害福祉計画（第4期）」は平成29年度で計画期間が終了するため、平成30年度に「障害福祉計画（第5期）」を「障害児福祉計画（第1期）」とともに策定しました。以上3計画のもとで、本市の障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の確保に努めてきました。

国では、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名をした後、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の障害者差別解消法の成立等の国内法令の整備等もふまえ、平成26年2月よりわが国で条約の効力が生じることとなりました。改めて、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが求められています。

また、国及び東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組を展開しています。

こうしたことから、本市においては、障害のある人に向けた支援策の充実、障害福祉サービス・障害児通所支援等の確保に努めるとともに、市民すべてが尊重し合い・つながり合い・支え合うことができる意識づくり・環境づくり・まちづくりを行うことにより、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまちを目指します。

2 計画策定に当たっての国の動向

平成30年3月の府中市障害福祉計画（第5期）、障害児福祉計画（第1期）策定以降の制度改正の動き等は以下のとおりです。

（1）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（H30.6 成立）

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすという文化芸術基本法・障害者基本法の理念に基づき、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的としています。

地方公共団体は、国の基本計画に基づいた計画策定が努力義務となっており、障害のある人の文化芸術の鑑賞機会や創造への支援、活動を通じた交流等の施策を講ずることとしています。

（2）ギャンブル等依存症対策基本法（H30.7 成立）

平成28（2016）年12月に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の附帯決議に基づいて、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的に制定されました。

（3）ユニバーサル社会実現推進法（H30.12 成立）

すべての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

（4）読書バリアフリー法（R1.6 成立）

視覚障害のある人等の読書環境の整備の推進に関して、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

地方公共団体は、国の基本計画に基づいた計画策定が努力義務となっており、視覚障害のある人が利用しやすい図書館の体制整備や、視覚障害のある人が利用しやすい電子書籍等を活用した施策の策定、実施の責務があるとしています。

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(R1.6成立)

官民間わす、障害のある人が働きやすい環境を作り、また、すべての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指すことが重要であるという観点から改正が行われました。地方公共団体は、国の指針に即して、障害者活躍推進計画を作成・公表等しなければならないと定められています。

(6) バリアフリー法の一部を改正する法律 (R2.5成立)

ユニバーサル社会実現推進法の成立や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運の醸成等を受けて、「心のバリアフリー」に関するソフト面での対策強化を図るために改正されました。

改正では、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設を拡大し、公立小学校、公立中学校もその対象となりました。

(7) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

(R2.6成立)

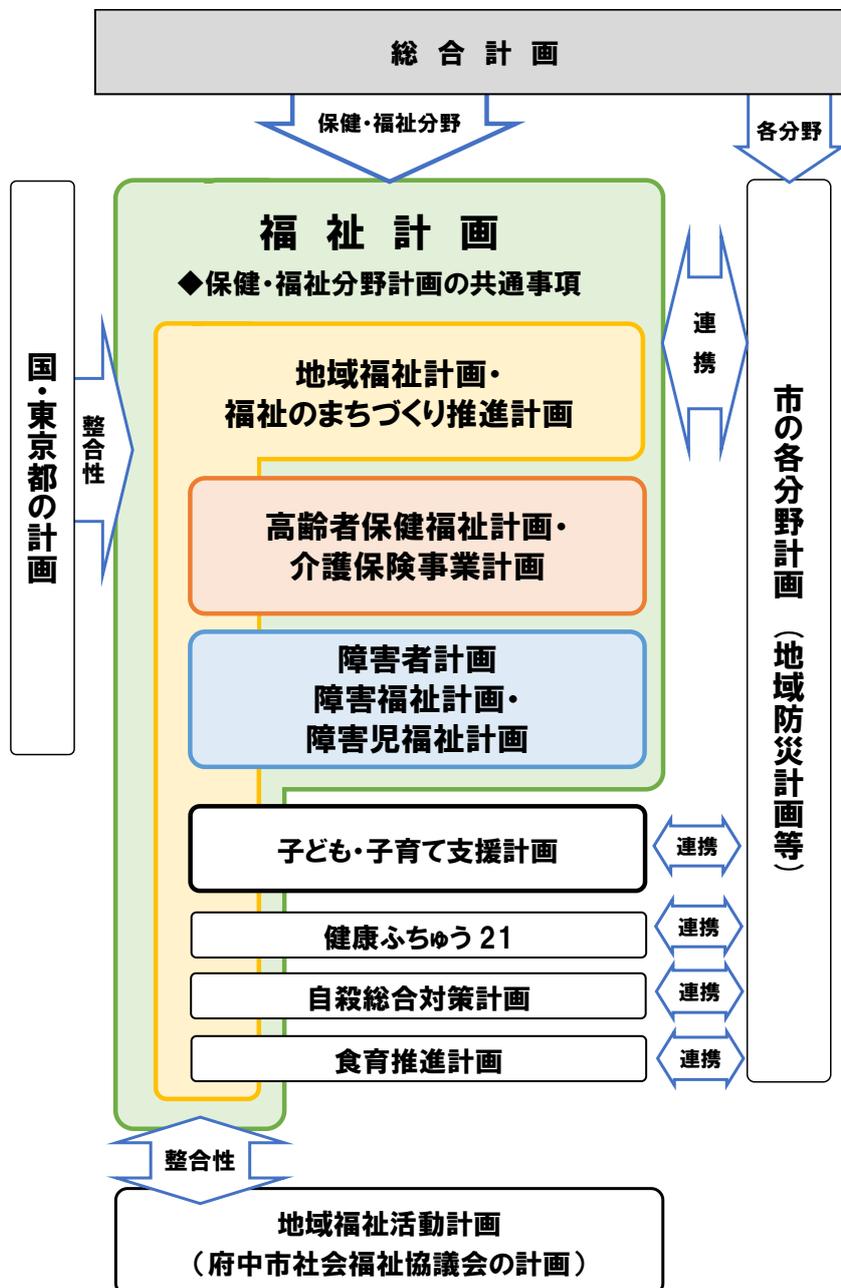
聴覚障害のある人等の日常生活のコミュニケーションや緊急時における電話利用の障壁をなくし、電話利用の円滑化を図るために、国の基本方針の策定と手話通訳者が通訳オペレータとなって手話又は文字と音声に通訳し、他者との意思疎通を仲介する「電話リレーサービス」に関する交付金制度の創設が定められました。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

計画の策定に当たっては、「第6次府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」といった上位計画及び本市の健康・福祉分野の計画、それ以外の分野計画との連携を図っています。

図表1-1 計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、障害者計画が令和3年度から令和8年度までの6年間、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）が令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

図表1-2 計画期間

	平成					令和							
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
総合計画	第6次総合計画（平成26～令和3年度）					第7次総合計画（令和4～11年度）							
福祉計画	福祉計画（平成27～令和2年度）					福祉計画（令和3～8年度）							
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画							
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）					
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画					障害者計画							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）		障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）			障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）					
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画				第2次子ども・子育て支援計画				第3次子ども・ 子育て支援 計画				
【健康分野】 保健計画「健康ふちゅう21」 （健康増進法）	保健計画（第2次）					保健計画（第3次）							
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）						自殺総合対策計画				第2次 自殺総合対策計画			
食育推進計画 （食育基本法）	第2次食育推進計画					第3次食育推進計画							

5 策定体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、郵送による調査の実施、パブリックコメントの実施等、様々な形で市民参加を図っていきます。

(1) 協議会での検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関にて、各計画の内容を協議・審議しました。

(2) 郵送による調査の実施

市民等の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和元年度に郵送による調査である「障害等のある人への調査」、「子どもの育ちや発達に関する調査」、「障害者福祉団体調査」、「障害福祉サービス事業所調査」を実施しました。

(3) パブリックコメント

計画素案の段階で、市民から幅広くご意見をいただくため、令和2年12月にパブリックコメントを実施する予定です。

第2章 本市の障害者福祉の現状と課題

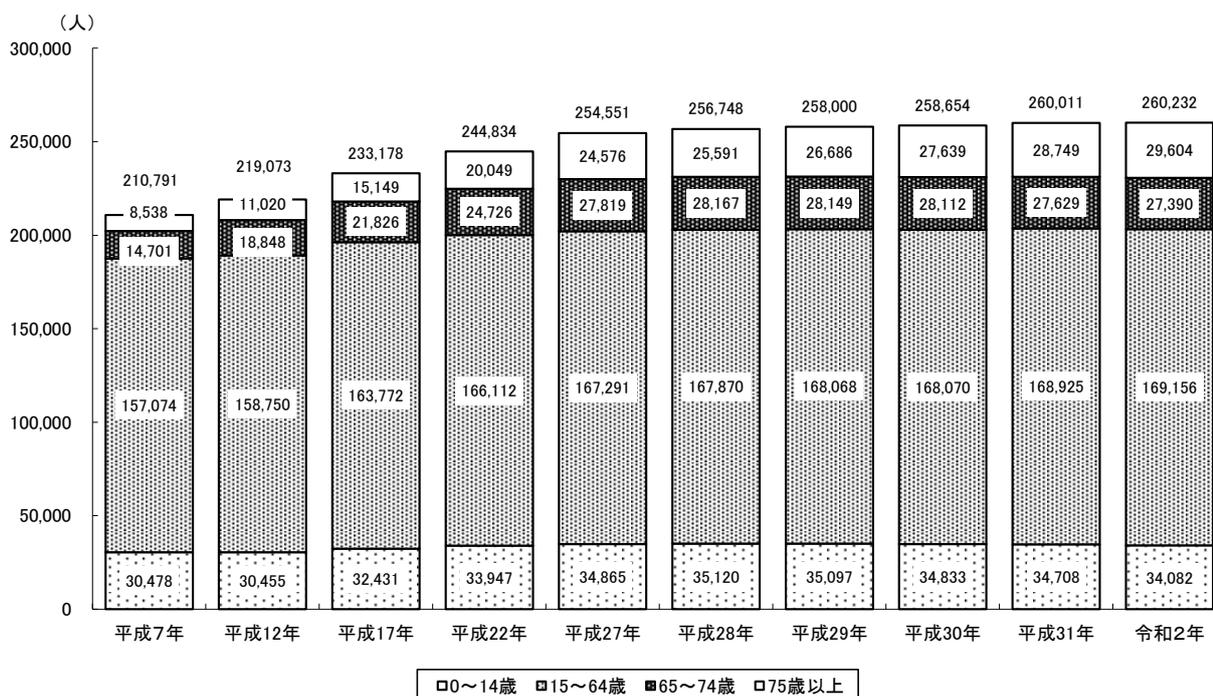
第2章 本市の障害者福祉の現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、令和2年1月1日時点の人口は、26万232人です。65歳以上の老年人口は、5万6,994人で、平成27年から令和2年までの5年間で4,599人増加しています。平成31年には75歳以上の人口が、65歳から74歳までの人口を上回りました。また、0歳から14歳までの年少人口は、3万4,082人で、平成28年以降微減傾向にあります（図表2-1）。

図表2-1 人口の推移(府中市)

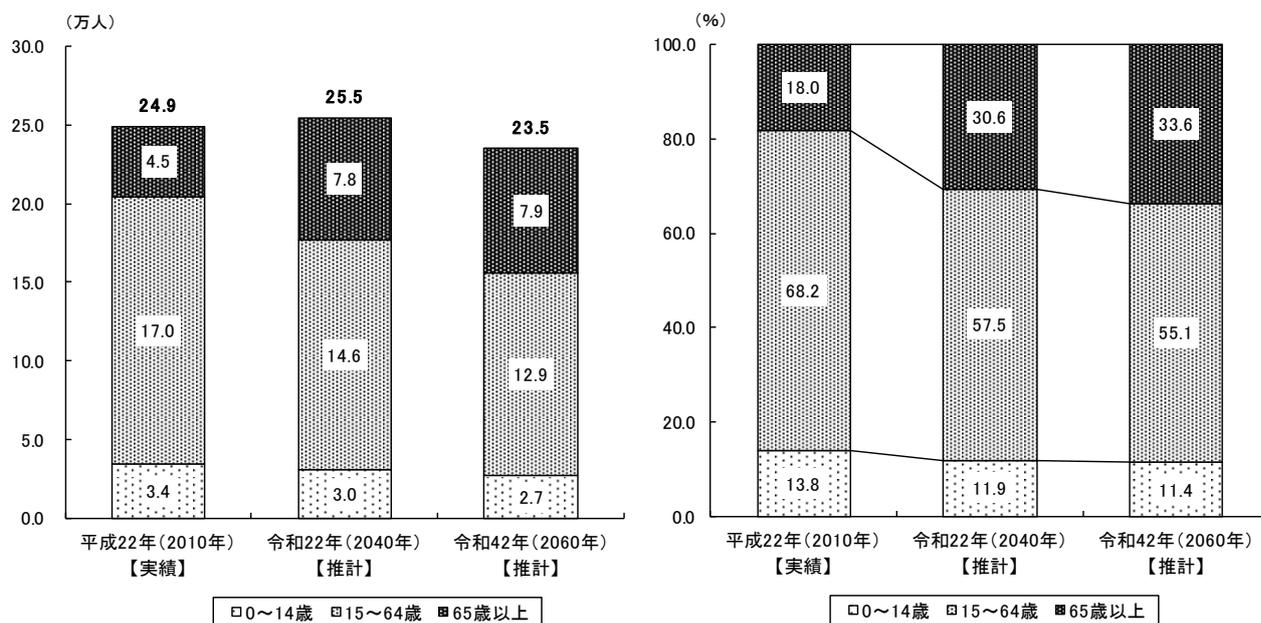


出典：府中市統計書、住民基本台帳に基づく実績（各年1月1日）

(2) 人口推計

「府中市人口ビジョン」の人口推計（基本ケース）によると、本市は、令和22年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むこと見込まれます。その後、令和42年には、団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層はなくなるものの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます（図表2-2）。

図表2-2 人口推計(府中市人口ビジョン 基本ケース)
【3区分別人口】 【3区分別人口の割合】



		平成22年 【実績】	令和22年 【推計】	令和42年 【推計】
65歳以上	人口(人)	44,934	78,015	78,968
	割合(%)	18.0	30.6	33.6
15~64歳	人口(人)	170,072	146,488	129,494
	割合(%)	68.2	57.5	55.1
0~14歳	人口(人)	34,372	30,310	26,760
	割合(%)	13.8	11.9	11.4
合計	人口(人)	249,378	254,831	235,222

出典:「府中市人口ビジョン」

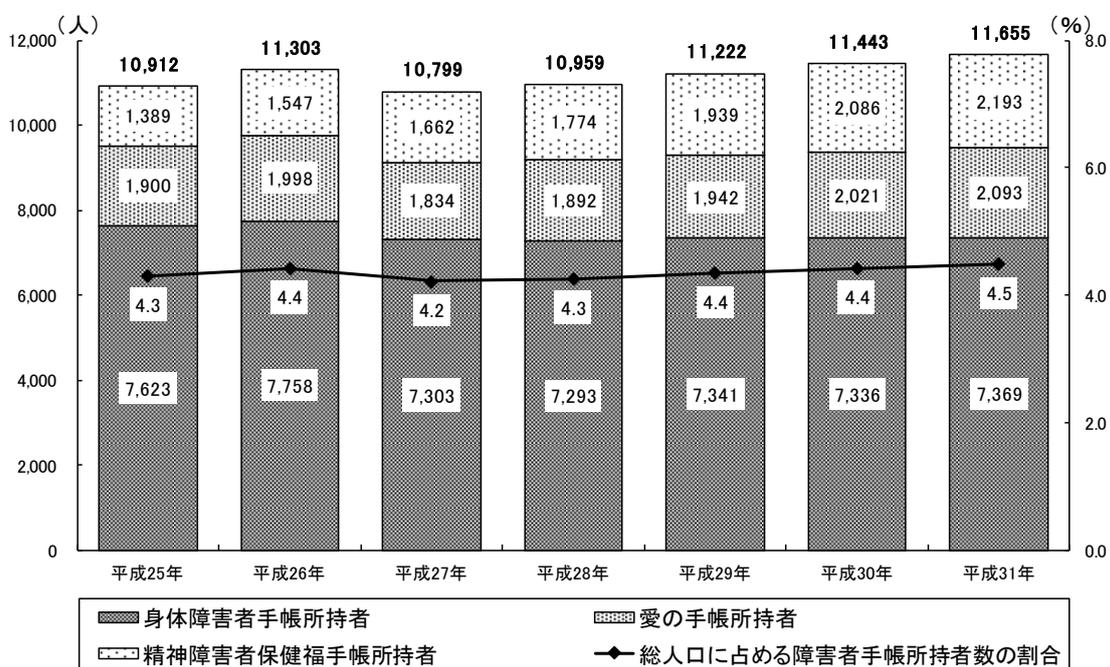
2 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の状況

① 障害者手帳所持者

本市の平成31年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万1,655人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、4.5%となっています(図表2-3)。

図表2-3 障害者手帳所持者数の推移(府中市)



※重複障害者を含むため、合計は延べ人数
出典：府中市事務報告書(各年3月31日)

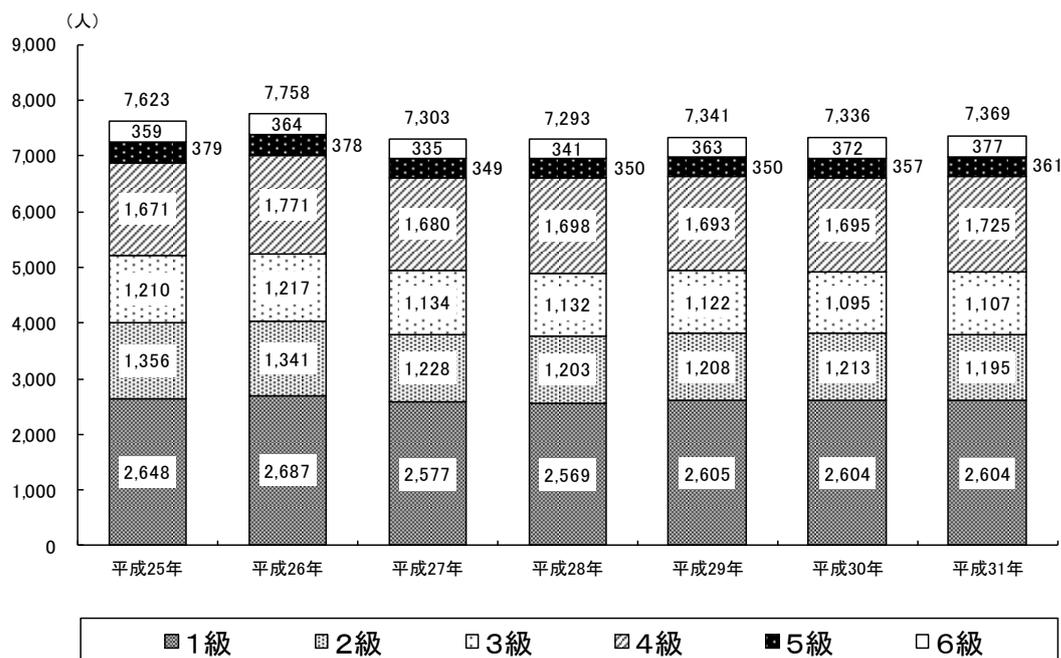
※ 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者については、平成27年に一時的に減少していますが、これは、前年のシステム改修による手帳所持者数を精査した結果によるものです。(府中市障害福祉計画(第5期)障害児福祉計画(第1期)より)

② 身体障害者手帳所持者数の推移

平成31年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は、7,369人となっています。平成25年から254人減少しています。等級別で見ると、1級が2,604人、2級が1,195人、3級が1,107人、4級が1,725人、5級が377人、6級が377人となっています。

また、等級別の割合の推移をみると、いずれの等級も横ばいで推移しており、1級の割合が最も高く、次いで4級の割合が高くなっています（図表2-4）。

図表2-4 身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移



(単位:%)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	34.7	34.6	35.3	35.2	35.5	35.5	35.3
2級	17.8	17.3	16.8	16.5	16.5	16.5	16.2
3級	15.9	15.7	15.5	15.5	15.3	14.9	15.0
4級	21.9	22.8	23.0	23.3	23.1	23.1	23.4
5級	5.0	4.9	4.8	4.8	4.8	4.9	4.9
6級	4.7	4.7	4.6	4.7	4.9	5.1	5.1

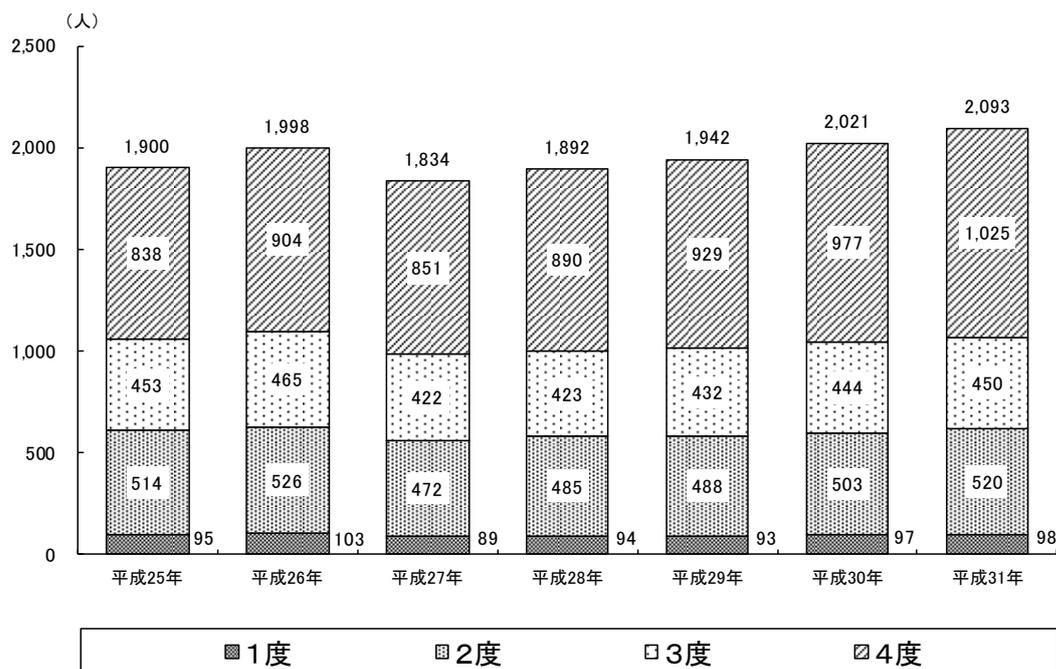
出典:府中市事務報告書(各年3月31日)

③ 愛の手帳所持者数の推移

平成31年3月31日現在の愛の手帳所持者数は、2,093人となっています。平成25年から193人増加しています。程度別でみると、1度が98人、2度が520人、3度が450人、4度が1,025人となっています。

また、程度別の割合の推移をみると、4度の割合が高くなっており、1度から3度の割合が低くなっています（図表2-5）。

図表2-5 愛の手帳所持者数(等級別)の推移



(単位:%)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	5.0	5.2	4.9	5.0	4.8	4.8	4.7
2度	27.1	26.3	25.7	25.6	25.1	24.9	24.8
3度	23.8	23.3	23.0	22.4	22.2	22.0	21.5
4度	44.1	45.2	46.4	47.0	47.8	48.3	49.0

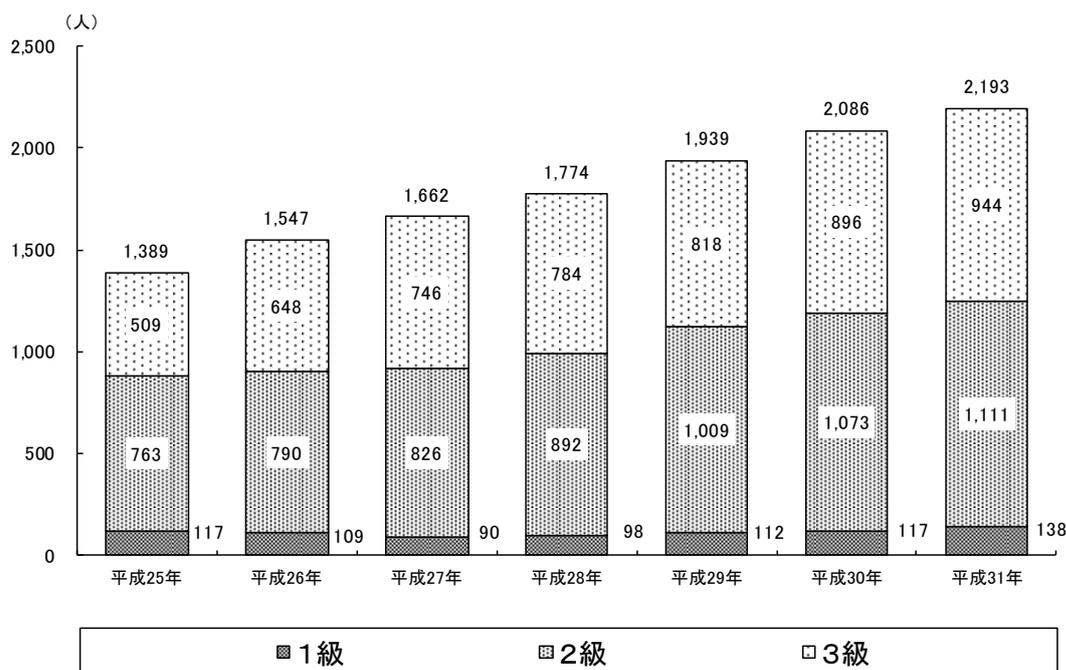
出典:府中市事務報告書(各年3月31日)

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成31年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2,193人となっています。平成25年から804人増加しています。程度別でみると、1級が138人、2級が1,111人、3級が944人となっています。

また、程度別の割合の推移をみると、平成27年以降、1級の割合が高くなっています。(図表2-6)

図表2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数(程度別)の推移



(単位:%)

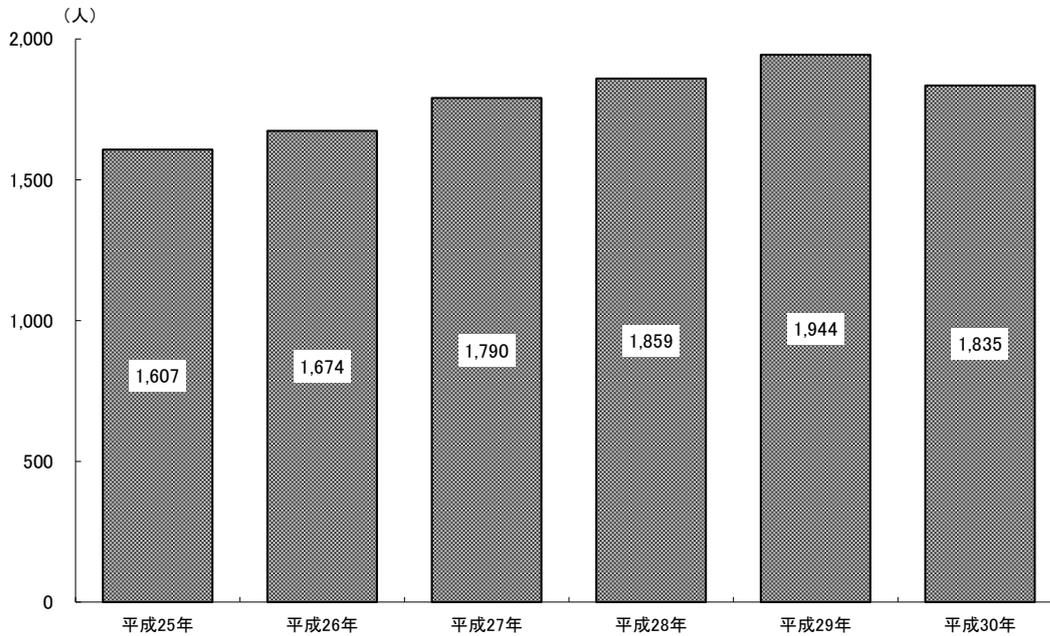
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	8.4	7.0	5.4	5.5	5.8	5.6	6.3
2級	54.9	51.1	49.7	50.3	52.0	51.4	50.7
3級	36.6	41.9	44.9	44.2	42.2	43.0	43.0

出典:府中市事務報告書(各年3月31日)

⑤ 難病のある人の推移

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、平成25年から平成29年までは増加傾向でしたが、平成30年3月31日現在は1,835人となっています（図表2-7）。

図表2-7 難病患者(特殊疾病認定患者)数の推移(府中市)



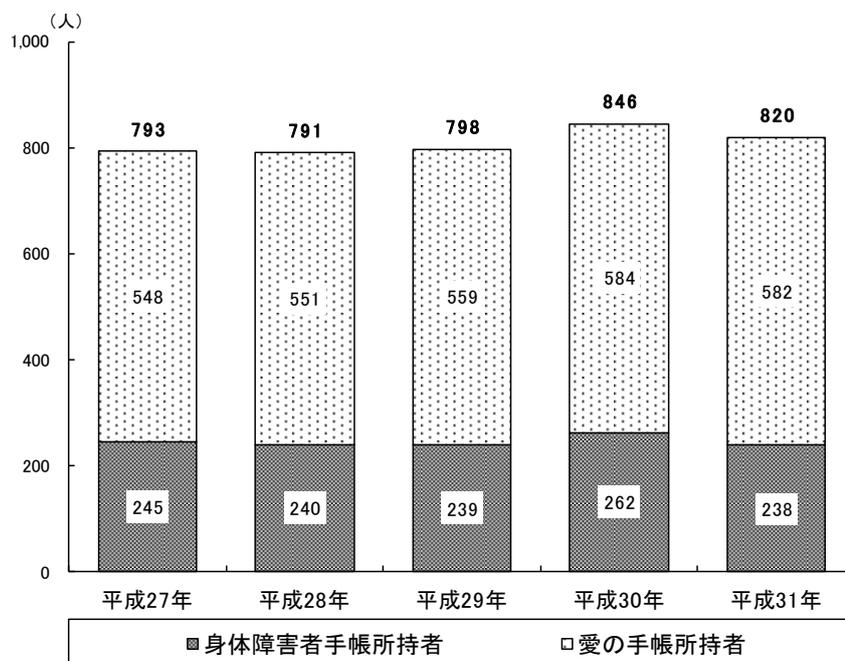
出典：府中市障害者計画 障害福祉計画(第4期)、
府中市障害福祉計画(第5期) 障害児福祉計画(第1期)(平成29年まで)

(2) 障害のある児童の現状

① 18歳未満の手帳所持者

平成31年3月31日現在の18歳未満の手帳所持者数は、820人となっています。
愛の手帳所持者が7割を占めています。(図表2-8)

図表2-8 18歳未満の手帳所持者数の推移



(単位:%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
身体障害者手帳所持者	30.9	30.3	29.9	31.0	29.0
愛の手帳所持者	69.1	69.7	70.1	69.0	71.0

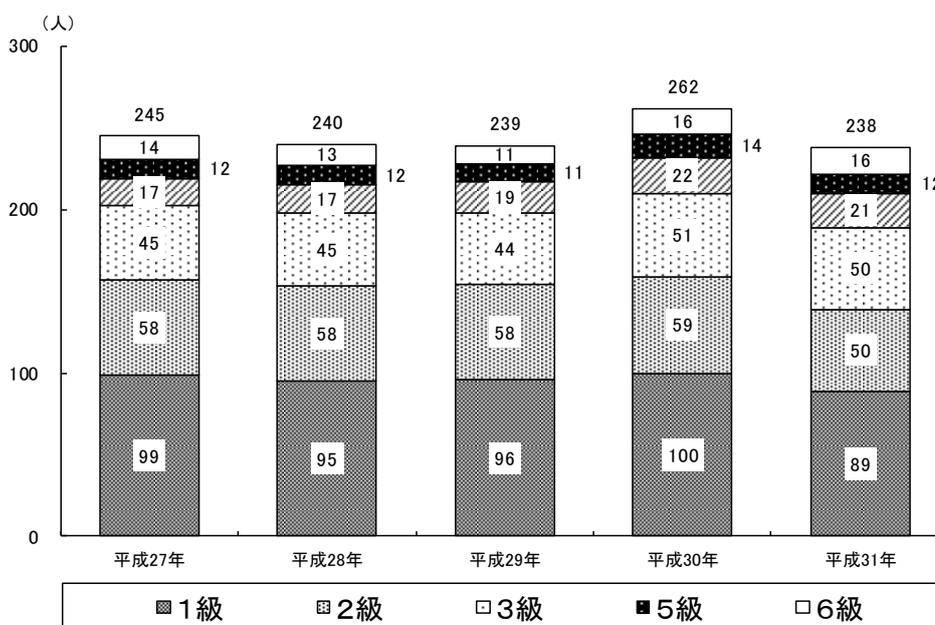
出典:府中市障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)、
府中市事務報告書(各年3月31日)

② 18歳未満の身体障害者手帳所持者

平成31年3月31日現在の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、238人となっています。等級別でみると、1級が89人、2級が50人、3級が50人、4級が21人、5級が12人、6級が16人となっています。

等級別の割合をみると、1級から3級で8割弱を占めています。(図表2-9)

図表2-9 18歳未満の身体障害者手帳所持者(等級別)数の推移



(単位:%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1級	40.4	39.6	40.2	38.2	37.4
2級	23.7	24.2	24.3	22.5	21.0
3級	18.4	18.8	18.4	19.5	21.0
4級	6.9	7.1	7.9	8.4	8.8
5級	4.9	5.0	4.6	5.3	5.0
6級	5.7	5.4	4.6	6.1	6.7

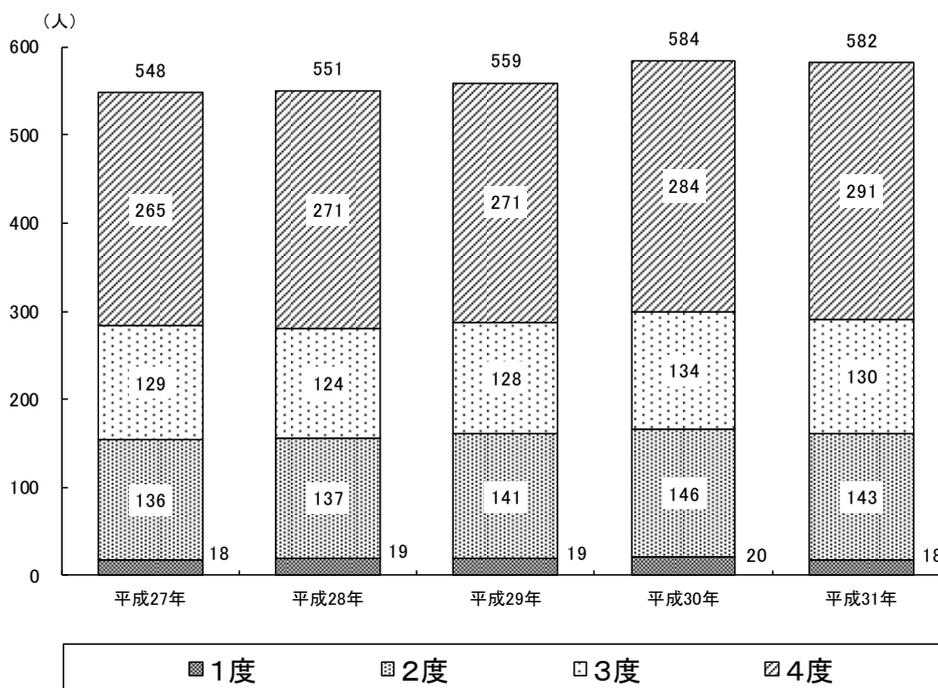
出典:府中市障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)、
府中市事務報告書(各年3月31日)

③ 18歳未満の愛の手帳所持者

平成31年3月31日現在の18歳未満の愛の手帳所持者数は、582人となっています。平成27年から34人増加しています。等級別で見ると、1度が18人、2度が143人、3度が130人、4度が291人となっています。

等級別の割合をみると、4度の割合が最も多く、5割となっています。(図表2-10)

図表2-10 18歳未満の愛の手帳所持者(程度別)数の推移



(単位:%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1度	3.3	3.4	3.4	3.4	3.1
2度	24.8	24.9	25.2	25.0	24.6
3度	23.5	22.5	22.9	22.9	22.3
4度	48.4	49.2	48.5	48.6	50.0

出典:府中市障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)、
府中市事務報告書(各年3月31日)

(3) 障害者虐待の相談件数

障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は、令和元年度は25件となっています（図表2-11）。

図表2-11 障害者虐待に関する相談件数の推移(府中市)

(件)

年度	相談件数
平成 24 年度	0
平成 25 年度	4
平成 26 年度	18
平成 27 年度	12
平成 28 年度	14
平成 29 年度	23
平成 30 年度	23
令和元年度	25

出典：府中市障害者福祉課資料

3 障害福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護のサービス量は、平成27年度から平成30年度にかけて減少傾向でしたが、令和元年度に増加に転じています。居宅介護の実利用者数は増加が続いています（図表2-12）。

図表2-12 訪問系サービスの利用状況

サービス名	単位	第3期			第4期			第5期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問系サービス	サービス量(時間)	34,855	37,554	38,394	40,127	39,861	39,314	36,114	38,801
	実利用者数(人)	460	474	499	504	513	513	524	522
居宅介護	サービス量(時間)	—	—	—	7,167	7,303	7,013	6,421	6,577
	実利用者数(人)	—	—	—	373	386	386	390	393
重度訪問介護	サービス量(時間)	—	—	—	31,914	31,420	31,179	28,729	31,209
	実利用者数(人)	—	—	—	69	66	66	65	66
同行援護	サービス量(時間)	—	—	—	825	912	897	748	771
	実利用者数(人)	—	—	—	51	51	51	52	53
行動援護	サービス量(時間)	—	—	—	222	226	226	217	245
	実利用者数(人)	—	—	—	11	10	10	17	10
重度障害者等 包括支援	サービス量(時間)	—	—	—	0	0	0	0	0
	実利用者数(人)	—	—	—	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、令和元年度に就労移行支援のサービス量、実利用者数が大きく増加しています（図表2-13）。

図表2-13 日中活動系サービスの利用状況

サービス名	単位	第3期			第4期			第5期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活介護	サービス量(人日)	8,647	8,678	9,811	9,825	10,194	9,698	9,688	10,222
	実利用者数(人)	520	478	497	508	515	513	528	532
自立訓練 (機能訓練)	サービス量(人日)	11	38	22	5	62	32	23	64
	実利用者数(人)	2	3	1	2	4	2	1	3
自立訓練 (生活訓練)	サービス量(人日)	127	191	198	181	146	169	389	307
	実利用者数(人)	20	18	17	17	16	15	28	21
就労移行支援	サービス量(人日)	903	897	1,033	1,003	865	943	1,045	1,468
	実利用者数(人)	107	54	61	56	58	62	68	94
就労継続支援 (A型)	サービス量(人日)	240	405	534	553	539	506	606	616
	実利用者数(人)	16	21	25	28	25	25	32	32
就労継続支援 (B型)	サービス量(人日)	4,161	4,660	5,564	5,545	5,687	5,986	6,106	6,290
	実利用者数(人)	417	336	367	370	383	417	436	426
就労定着支援	実利用者数(人)	—	—	—	—	—	—	13	20
療養介護	実利用者数(人)	31	31	31	30	35	35	37	36
短期入所	サービス量(人日)	582	503	587	715	786	721	775	717
	実利用者数(人)	225	124	136	168	168	140	154	143
短期入所(福祉型)	サービス量(人日)	—	—	—	565	639	603	636	543
	実利用者数(人)	—	—	—	145	139	121	133	115
短期入所(医療型)	サービス量(人日)	—	—	—	120	147	118	139	174
	実利用者数(人)	—	—	—	23	29	19	21	28

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、グループホームの利用増加が続いています。令和元年度は自立生活援助が0人、施設入所支援が149人、グループホームが217人となっています（図表2-14）。

図表2-14 居住系サービスの利用状況

(月当たり)

サービス名	単位	第3期			第4期			第5期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立生活援助	人	—	—	—	—	—	—	0	0
施設入所支援	人	147 (157)	139	142	143	150	145	151	149
グループホーム ケアホーム	人	123	126	139	162	180	185	194	217

※施設入所支援の()は旧体系サービス利用者数を含んだ数を掲載

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスは、令和元年度は計画相談支援が420人、地域移行支援が4人、地域定着支援が3人となっています（図表2-15）。

図表2-15 相談支援サービスの利用状況

(月当たり)

サービス名	単位	第3期			第4期			第5期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画相談支援	人	45	69	159	260	291	340	314	420
地域移行支援	人	4(4)	3(3)	0	1	4	2	3	4
地域定着支援	人	4(2)	9(7)	4(4)	2	0	1	2	3

※地域移行支援及び地域定着支援の()は精神障害者に係る数を掲載

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、制度改正にともない体系、事業名称が変更されています。意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業は、大きな変化はありません。地域活動支援センターは、平成30年度まで実利用者数が年々増加していましたが、令和元年度は減少し2,086人となっています（図表2-16）。

図表2-16 地域生活支援事業の利用状況

サービス名	単位	第3期			第4期			第5期	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(1)理解促進研修・啓発事業		—	—	—	—	—	—	有	有
(2)自発的活動支援事業		—	—	—	—	—	—	有	有
(3)相談支援事業									
①相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	4	4	4	4
イ 地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業		—	—	—	無	無	無	無	無
③住宅入居等支援事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業		有	有	有	有	有	有	有	有
(5)成年後見制度法人後見支援事業		—	—	—	有	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業									
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業									
実利用者数	人	52	47	46	52	52	57	51	60
派遣人数	人	517	448	525	580	667	680	741	710
②手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1	1	1
(7)日常生活用具給付等事業	件	3,617	3,882	4,528	4,780	4,945	4,781	4,967	4,966
①介護・訓練支援用具	件	30	21	33	28	30	19	20	24
②自立生活支援用具	件	73	61	84	72	74	50	47	43
③在宅療養等支援用具	件	59	55	69	65	69	37	60	39
④情報・意思疎通支援用具	件	51	53	73	63	77	70	88	108
⑤排せつ管理支援用具	件	3,389	3,684	4,261	4,546	4,669	4,586	4,743	4,744
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	15	8	8	6	26	19	9	8
(8)手話通訳者養成研修事業									
手話通訳者認定試験合格者数	人	1	0	3	2	6	2	1	0
(9)点字奉仕員養成研修事業									
点字講習会(中級)修了者数	人	12	10	11	5	8	7	4	7
(10)移動支援事業									
実利用者数	人	315	370	378	397	392	379	375	388
支給決定者数	人	464	523	572	671	610	674	461	562
延べ利用時間数	時間	36,458	43,690	43,493	42,103	41,393	40,853	42,538	43,463
(11)地域活動支援センター									
実施か所数	か所	4	4	4	4	5	5	5	5
実利用者数	人	1,014	1,024	1,373	2,291	2,654	3,303	3,908	2,086
(12)福祉ホームの運営									
実利用者数	人	—	—	—	—	—	—	1	1
延べ利用回数	回	—	—	—	—	—	—	365	365
(13)訪問入浴サービス									
実利用者数	人	—	—	—	—	—	—	31	28
延べ利用回数	回	—	—	—	—	—	—	1,163	1,118
(14)日中一時支援									
実利用者数	人	—	—	—	89	84	81	72	71
延べ利用回数	回	—	—	—	1,762	1,750	1,439	1,334	1,339
(15)レクリエーション活動等支援									
(16)点字・声の広報等発行									
(17)自動車運転免許取得助成									
(18)自動車改造助成									

4 障害児福祉サービスの実績

平成30年の児童福祉法の一部改正にともない、「府中市障害児福祉計画（第1期）」を策定しました。児童発達支援は、サービス量、実利用者数ともに増加が続いています。放課後等デイサービスは、平成30年度と比べ令和元年度のサービス量、実利用者数が減っています（図表2-17）。

図表2-17 地域生活支援事業の利用状況

サービス名	単位	(月当たり)				
		第4期			第5期	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)児童発達支援	サービス量(人日)	901	1,123	1,335	1,555	1,662
	実利用者数(人)	90	130	180	208	238
(2)医療型児童発達支援	サービス量(人日)	133	191	132	112	113
	実利用者数(人)	17	25	20	19	20
(3)居宅訪問型児童発達支援	サービス量(人日)	—	—	—	0	0
	実利用者数(人)	—	—	—	0	0
(4)保育所等訪問支援	サービス量(人日)	—	—	—	0	7
	実利用者数(人)	—	—	—	0	3
(5)放課後等デイサービス	サービス量(人日)	2,812	3,598	4,388	5,673	5,054
	実利用者数(人)	289	358	427	477	435
(6)障害児相談支援	サービス量(人日)	43	57	41	52	79
(7)医療的ケア児支援の コーディネーター配置	サービス量(人日)	—	—	—	0	0

5 障害者計画の評価

(1) 事業の進捗状況

障害者計画（平成27年度～令和2年度）に掲載されている事業の実績や進捗状況について、府中市障害者計画推進協議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の3段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

○：事業内容のとおり実施

△：事業内容の一部を実施

×：未実施

目標1 情報提供と相談支援機能の充実

事業は概ね実施しています。発達相談は増加傾向にあり、今後も伸びる見込みのため、引き続き対応を検討していく必要があります。また、虐待等の事例が複雑・困難化しているため、対応する職員のさらなる能力向上が必要です。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)情報提供体制の充実	○	7	7	7	7	
	△	0	0	0	0	
	×	0	0	0	0	
(2)「すべての障害のある人」に向けた相談支援	○	3	3	4	5	
	△	4	4	3	2	
	×	0	0	0	0	
(3)権利擁護の推進	○	2	2	2	2	
	△	0	0	0	0	
	×	0	0	0	0	
計	○	12	12	13	14	
	△	4	4	3	2	
	×	0	0	0	0	

目標2 障害のある人の社会参加の推進

事業はすべて実施しています。各種イベントの広報の充実が必要です。また、就労への支援については、関係機関の連携の強化をより一層進めていくとともに、就労支援事業の体制強化、就労支援の需要に対応するための方策を検討する必要があります。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1) 地域活動及び社会活動への参加促進	○	3	4	4	4	
	△	1	0	0	0	
	×	0	0	0	0	
(2) 学習機会の拡大	○	7	7	7	7	
	△	0	0	0	0	
	×	0	0	0	0	
(3) 就労への支援	○	9	9	9	9	
	△	0	0	0	0	
	×	0	0	0	0	
計	○	19	20	20	20	
	△	1	0	0	0	
	×	0	0	0	0	

目標3 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

事業は概ね実施しています。障害福祉サービスは、今後も安定した提供ができるよう事業者の確保等に努めることが必要です。また、地域生活支援拠点等、児童発達支援センターの設置に向けた検討を引き続き推進する必要があります。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)在宅サービスの充実	○	24	24	24	24	
	△	0	0	0	0	
	×	1	0	0	0	
	－	0	1	1	1	
(2)安心して住める環境づくり	○	7	7	7	7	
	△	1	0	0	0	
	×	0	0	0	0	
	－	0	1	1	1	
(3)保健・医療との連携促進	○	5	4	4	4	
	△	1	0	1	1	
	×	0	1	1	1	
	－	0	1	0	0	
(4)障害のある児童への支援	○	9	9	10	10	
	△	1	1	0	0	
	×	0	0	0	0	
(5)経済的支援体制の強化	○	1	1	0	0	
	△	0	0	1	1	
	×	0	0	0	0	
(6)災害時の支援体制の構築と避難所の検討	○	1	2	1	2	
	△	1	0	1	0	
	×	0	0	0	0	
(7)防犯対策	○	1	1	1	1	
	△	0	0	0	0	
	×	0	0	0	0	
計	○	48	48	47	48	
	△	4	1	3	2	
	×	1	1	1	1	
	－	0	3	2	2	

目標4 支え合う仕組みづくりの促進

事業は概ね実施しています。継続して障害者等地域自立支援協議会を開催し、様々な委員と協議しながら、障害当事者や支援団体等とのネットワークの構築を行うことが重要です。また、障害者福祉団体と市との協働事業について、今後も連携を取りながら、実施について検討が必要です。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)地域の協働による支え合い体制	○	4	4	4	4	
	△	0	0	0	0	
	×	0	0	0	0	
(2)地域の福祉人材の確保	○	2	3	2	3	
	△	0	0	0	0	
	×	1	0	1	0	
(3)障害者福祉団体の活動支援及び協働	○	0	0	0	0	
	△	1	1	1	1	
	×	1	1	1	1	
(4)障害福祉サービス事業所への支援	○	2	2	2	3	
	△	1	1	1	0	
	×	0	0	0	0	
計	○	8	9	8	10	
	△	2	2	2	1	
	×	2	1	2	1	

目標5 協働・連携で進める福祉のまちづくりの推進

事業は概ね実施しています。今後も各種イベントや冊子等を通じて、障害のある人への理解・啓発、福祉意識の醸成を推進するとともに、ハード面のバリアフリー化も推進する必要があります。

方針	評価	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
(1)市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	○	3	4	4	4	
	△	2	1	1	1	
	×	0	0	0	0	
(2)バリアフリーの推進	○	4	4	4	4	
	△	1	0	1	1	
	×	0	1	0	0	
計	○	7	8	8	8	
	△	3	1	2	2	
	×	0	1	0	0	

(2) 重点施策の進捗状況

障害者計画（平成27年度～令和2年度）に掲載されている4つの重点施策には、指標が設定されています。どの実績も令和2年度目標値に向けて、平成25年度から伸びていますが、平成30年度時点では達成していない状況です。

障害者計画（平成27年度～令和2年度）記載の内容					平成30年度 実績値
重点施策	指標名	指標の説明	平成25年度 実績値	令和2年度 目標値	
相談支援 機能充実	指定特定相談支援事業所数(か所)	指定特定相談支援事業所の増加を目指します。	5か所	27か所	20か所
就労支援 の強化	就労移行支援事業所等からの一般就労移行者数(人)	就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業所の利用者のうち、一般就労に移行した人の数です。増加を目指します。	16人	45人	38人
地域生活 支援の充実	市内のグループホームの定員数(人分)	地域生活の基盤の一つとなるグループホームの市内における定員数です。増加を目指します。	131人分	190人分	188人分
障害福祉 サービスの 安定的な供給	ひと月当たりの訪問系サービスの利用時間数(時間)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援のひと月当たりのサービス利用時間数です。増加を目指します。	37,554時間	46,500時間	38,637時間

6 郵送による調査からみた現状

計画策定に当たり、以下の4つの郵送による調査を実施しました。

調査種別	対象者	有効回収数(率)
①障害等のある人への調査	市内の18歳以上の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者証所持者、特定医療費受給者証所持者 2,300人 【内訳】 ①身体障害者手帳所持者 1,216人 ②愛の手帳所持者 334人 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 325人 ④自立支援医療受給者証所持者 100人 ⑤特定医療費受給者証所持者 325人	1,419(61.7%)
②子どもの育ちや発達に関する調査	市内の18歳未満の障害者手帳所持者、特定医療費受給者証所持者、児童通所受給証・障害福祉サービス受給者証所持者の保護者 1,000人 【内訳】 ①身体障害者手帳所持者 125人 ②愛の手帳所持者 494人 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 62人 ④特定医療費受給者証所持者 9人 ⑤児童通所受給者証・障害福祉サービス受給者証所持者 310人	651(65.1%)
③障害者福祉団体調査	市内の障害者福祉団体 11団体	8(72.7%)
④障害福祉サービス事業所調査	市内の障害福祉サービス事業所 296事業所	201(67.9%)

(1) 就労

① 障害等のある人が働くために希望すること

「障害等のある人への調査」では、障害等のある人が働くために希望することについて、身体障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」(33.9%)、知的障害者は「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」(57.1%)、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」(精神：60.2%、難病：61.6%)が最も多くなっています。(図表2-18)。

図表2-18 障害等のある人が働くために希望すること(全体、障害等の種類別：複数回答)

【障害等のある人への調査】

	(%)				
	全体 (N=1,419)	身体 障害者 (n=761)	知的 障害者 (n=175)	精神 障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること	40.9	32.3	36.6	60.2	61.6
自分の家の近くに働く場所があること	40.6	33.9	48.0	53.6	47.2
障害等のある人に適した仕事が開拓されること	35.5	26.9	57.1	49.3	31.2
事業主や職場の人たちが、障害等のある人の雇用について充分理解していること	31.8	22.6	44.6	48.0	36.0
事業主や職場の人たちが障害特性について理解していること	30.4	21.6	47.4	46.1	30.4
就労の場を紹介したり、相談できる場所が整っていること	27.8	18.7	40.0	43.1	35.2
賃金格差がないこと	22.6	17.0	27.4	32.9	30.4
職場の施設や設備が障害等のある人にも利用できるように配慮されていること	21.8	19.3	27.4	25.3	24.0
民間企業がもっと積極的に雇用すること	21.1	17.3	25.1	28.9	25.6
同じような障害等のある仲間と一緒に、あるいは交替で働けること	15.5	8.9	27.4	25.3	14.4
企業に就職するための訓練を受けたり、求職活動を手伝ってもらうこと	15.2	9.2	22.9	28.0	14.4
職業訓練所など、技能・知識の習得を援助する施設が充実していること	14.7	10.0	25.1	20.7	16.8
介助者と一緒に働けること	8.6	5.7	16.0	11.2	10.4
自営業を希望する人への支援を充実すること	8.0	7.0	4.6	12.5	11.2
その他	4.0	4.6	2.3	5.3	1.6
分からない	16.2	21.0	9.1	8.2	10.4
無回答	15.7	21.0	9.7	5.9	8.8

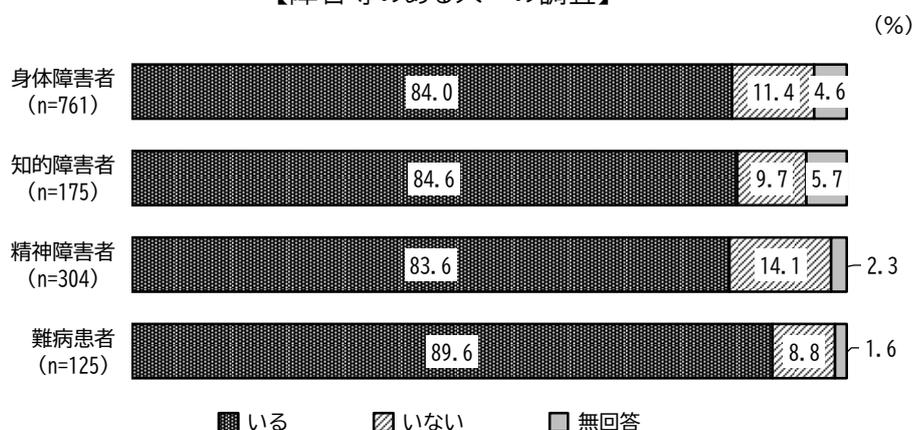
(2) 相談

① 相談できる人の有無

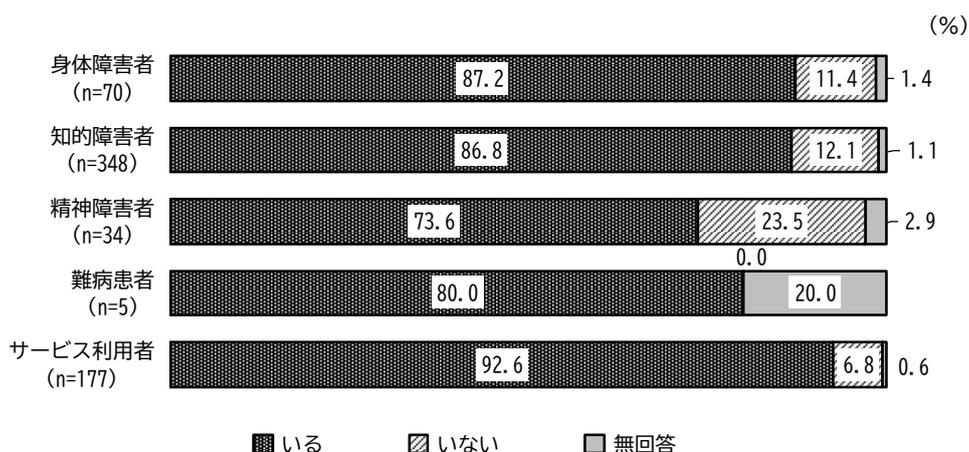
「障害等のある人への調査」では、相談できる人の有無について、3障害、難病患者のいずれも「いる」が8割を超えています（図表2-19）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、主に養育している人に対して相談できる人の有無をたずね、身体障害者、知的障害者、難病患者、児童通所・障害福祉サービス利用者は「いる」が8割以上となっています。精神障害者は「いない」が2割と他と比べて高くなっています（図表2-20）。

図表2-19 相談できる人の有無(障害等の種類別)
【障害等のある人への調査】



図表2-20 相談できる人の有無(障害等の種類別)
【子どもの育ちや発達に関する調査】

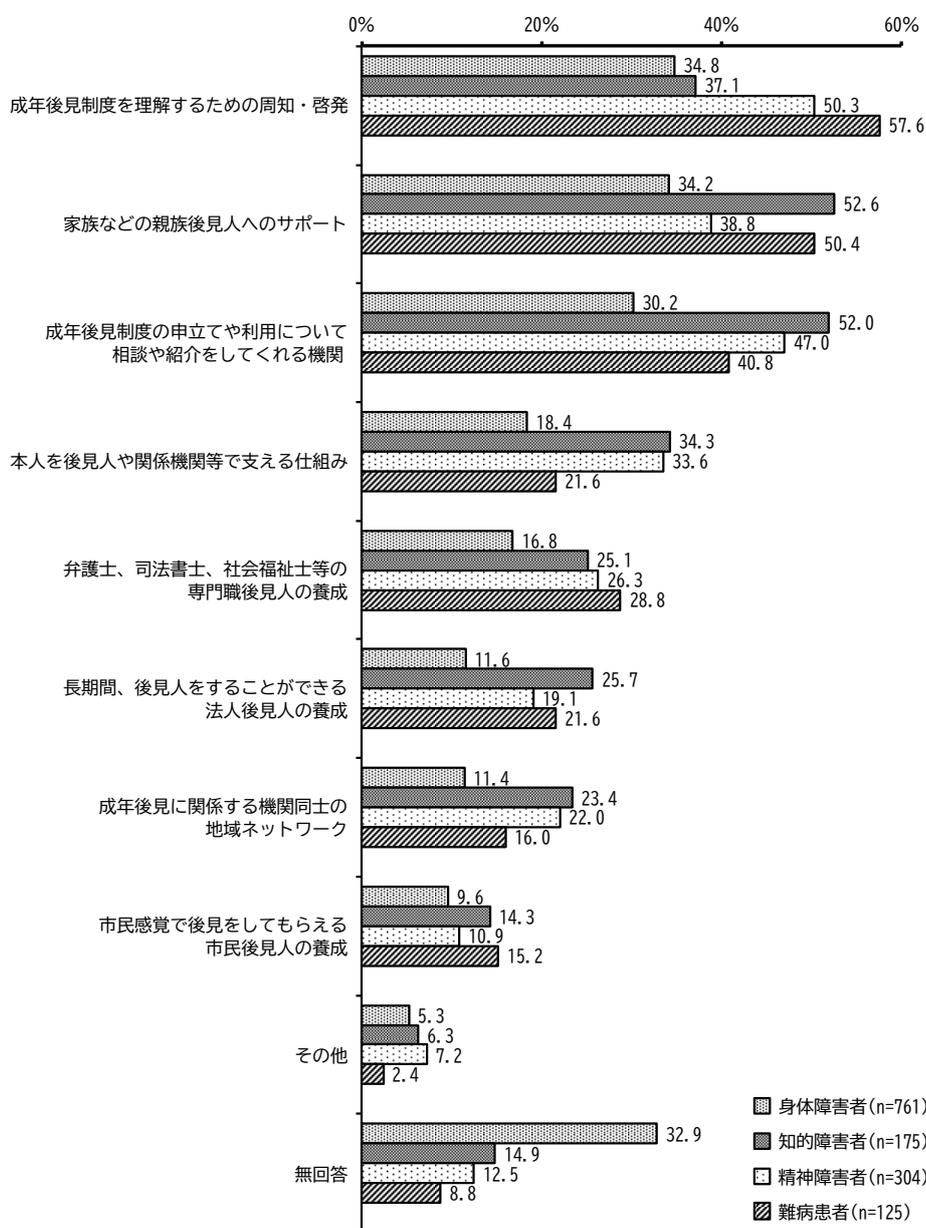


(3) 成年後見制度

① 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと

「障害等のある人への調査」では、成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、身体障害者、精神障害者、難病患者は「成年後見制度を理解するための周知・啓発」(身体：34.8%、精神：37.1%、難病：50.3%)が最も多く、知的障害者は「家族などの親族後見人へのサポート」(52.6%)が最も多くなっています(図表2-21)。

図表2-21 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと(障害等の種類別:複数回答)
【障害等のある人への調査】

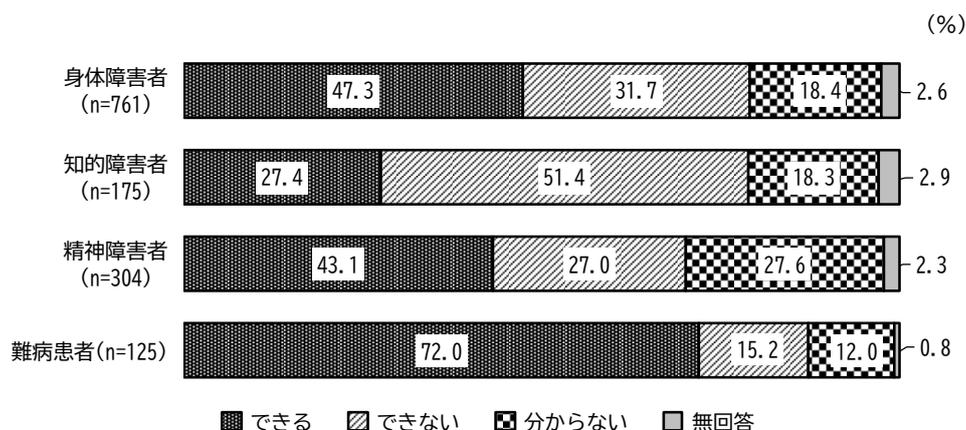


(4) 災害対応

① 緊急時の単独避難

「障害等のある人への調査」では、緊急時の単独避難について、「できない」の割合は、身体障害者では31.7%、知的障害者では51.4%、精神障害者では27.0%、難病患者では15.2%となっており、知的障害者は「できない」が半数を超えています（図表2-22）。

図表2-22 緊急時の単独避難ができるか(障害等の種類別)
【障害等のある人への調査】



② 災害時の不安

「障害等のある人への調査」では、災害時の不安や心配ごととして、身体障害者では「避難所まで避難できるか心配」(50.1%)、知的障害者、精神障害者、難病患者では「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」(知的：67.4%、精神：67.4%、難病：54.4%)が最も多くなっています（図表2-23）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、災害時に困ること・不安なこととして、身体障害者は「障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない」(61.4%)、知的障害者、精神障害者、難病患者、児童通所・障害福祉サービス利用者は「大勢の人の中での避難所生活に不安がある」(知的：75.0%、精神：73.5%、難病：40.0%、サービス利用：62.7%)が最も多くなっています（図表2-24）。

図表2-23 災害時の不安や心配ごと(障害等の種類別:複数回答)

【障害等のある人への調査】

(%)

カテゴリー名	全体 (N=1,419)	身体 障害者 (n=761)	知的 障害者 (n=175)	精神 障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
大勢の人の中での避難所生活に不安がある	51.4	41.3	67.4	67.4	54.4
避難所まで避難できるか心配	48.2	50.1	58.3	47.0	25.6
障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない	40.1	40.1	55.4	42.4	22.4
医療を受けられるか分からない	34.2	30.0	28.0	45.4	48.0
災害や避難に関する情報が得られるか心配	24.5	22.6	34.3	28.6	13.6
障害等のある人が利用できる防災マニュアルや防災マップがない	23.0	24.2	25.7	25.0	10.4
避難場所が分からない	17.8	16.7	23.4	22.0	9.6
市の緊急速報メールを受信できるか分からない	17.5	17.5	26.3	16.4	5.6
困っていることを人に伝えるのが苦手で、うまく支援を受けられない	16.8	5.9	49.7	31.9	1.6
避難を支援してくれる人がいない	12.8	10.2	15.4	18.8	9.6
呼吸器等に使用する非常用電源を利用できるか分からない	5.1	5.3	7.4	5.6	1.6
その他	8.7	8.0	6.9	10.5	12.0
無回答	10.9	12.4	6.9	6.6	12.0

図表2-24 災害時に困ること・不安なこと(障害等の種類別:複数回答)

【子どもの育ちや発達に関する調査】

(%)

	全体 (N=651)	身体 障害者 (n=70)	知的 障害者 (n=348)	精神 障害者 (n=34)	難病患者 (n=5)	サービス 利用者 (n=177)
大勢の人の中での避難所生活に不安がある	67.7	45.7	75.0	73.5	40.0	62.7
障害等のある人に配慮した避難所があるのか分からない	55.0	61.4	64.4	67.6	0.0	36.2
お子さんのことを人に伝えて、うまく支援を受けられるか不安	44.1	40.0	50.3	50.0	20.0	35.6
避難所まで避難できるか心配	40.9	44.3	47.7	32.4	0.0	30.5
障害等のある人向けの防災マニュアル、防災マップがない	26.3	35.7	32.8	26.5	20.0	10.2
避難を支援してくれる人がいない	19.4	24.3	23.6	23.5	20.0	8.5
医療を受けられるか分からない	17.7	37.1	19.0	14.7	0.0	7.9
災害や避難に関する情報が得られるか心配	14.3	18.6	16.7	8.8	0.0	9.6
市の緊急速報メールを受信できるか分からない	7.7	7.1	10.1	11.8	0.0	2.8
避難場所が分からない	5.4	10.0	5.7	5.9	0.0	2.8
呼吸器等に使用する非常用電源を利用できるか分からない	5.1	14.3	5.5	5.9	0.0	1.1
その他	9.4	10.0	10.6	8.8	0.0	7.3
無回答	9.4	8.6	6.6	11.8	60.0	11.9

(5) 地域交流と社会参加

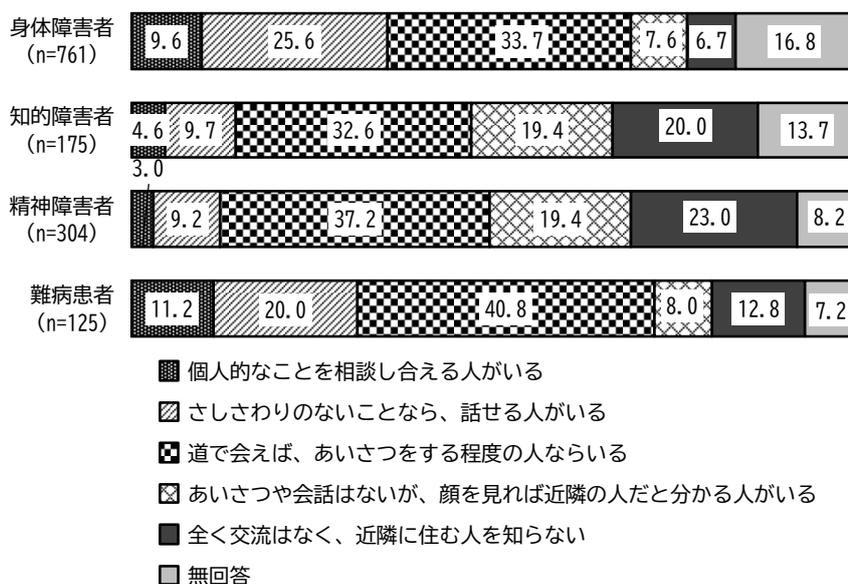
① 近所づきあいの現状

「障害等のある人への調査」では、近所づきあいの現状について、3障害、難病患者のいずれも「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が最も多くなっています（図表2-25）。

図表2-25 近所づきあいの現状(障害等の種類別)

【障害等のある人への調査】

(%)



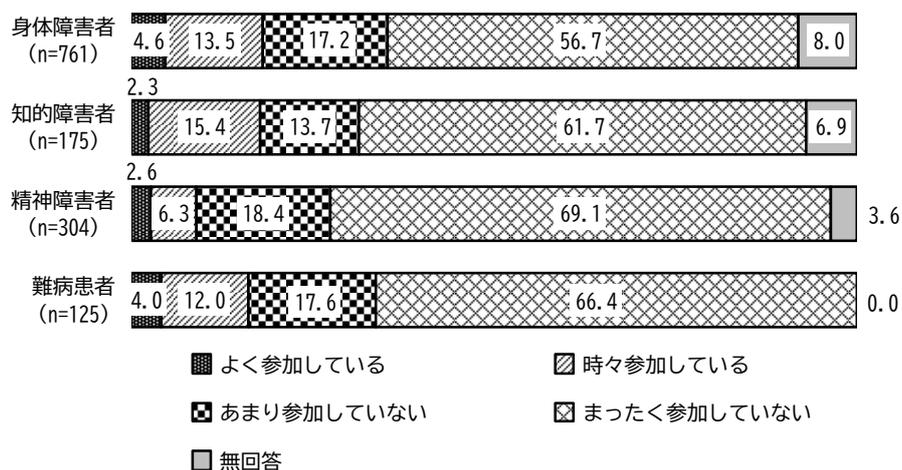
② 地域活動への参加程度

「障害等のある人への調査」では、地域活動への参加程度について、「よく参加している」と「時々参加している」をあわせて参加しているは、身体障害者、知的障害者、難病患者では1割台、精神障害者では1割以下となっています（図表2-26）。

図表2-26 地域活動への参加程度(障害等の種類別)

【障害等のある人への調査】

(%)



③ 今後参加したい、継続して参加したい地域活動

「障害等のある人への調査」では、今後参加したい、継続して参加したい地域活動について、3障害、難病患者いずれも「自分と同じ状況の仲間を支える活動」（身体：19.4%、知的：27.4%、精神：27.6%、難病：18.4%）が最も多くなっています（図表2-27）。

図表2-27 今後参加したい、継続して参加したい地域活動(障害等の種類別:複数回答)
【障害等のある人への調査】

	全体 (N=1,419)	身体 障害者 (n=761)	知的 障害者 (n=175)	精神 障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
自分と同じ状況の仲間を支える活動	21.9	19.4	27.4	27.6	18.4
地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動	15.7	13.5	26.9	15.1	16.8
音楽や絵画などの芸術活動	15.4	12.0	20.6	20.7	18.4
スポーツ活動	13.0	9.5	23.4	15.1	15.2
地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動	12.9	12.9	11.4	17.1	6.4
高齢者を支援する活動	11.3	12.7	4.6	13.2	8.8
防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動	10.5	10.0	12.0	11.8	8.8
子育て世帯や児童、青少年を支援する活動	7.4	5.4	2.9	12.5	16.0
交通安全や防犯など地域の安全を守る活動	7.4	7.1	6.3	8.9	8.8
国際交流に関する活動	6.5	6.0	2.3	8.6	11.2
非行や犯罪をした人を支援する活動	2.1	1.6	1.7	4.6	0.8
その他	5.7	5.8	4.6	5.9	8.0
いずれも参加したくない	25.8	25.5	21.7	28.0	25.6
無回答	16.3	20.4	12.6	8.2	8.8

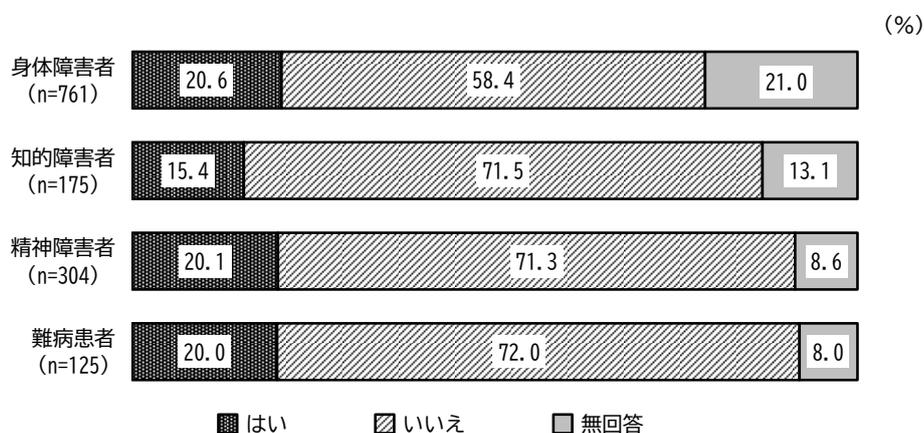
(6) 共生社会（ノーマライゼーション）の理解

① 市民の共生社会（ノーマライゼーション）の理解

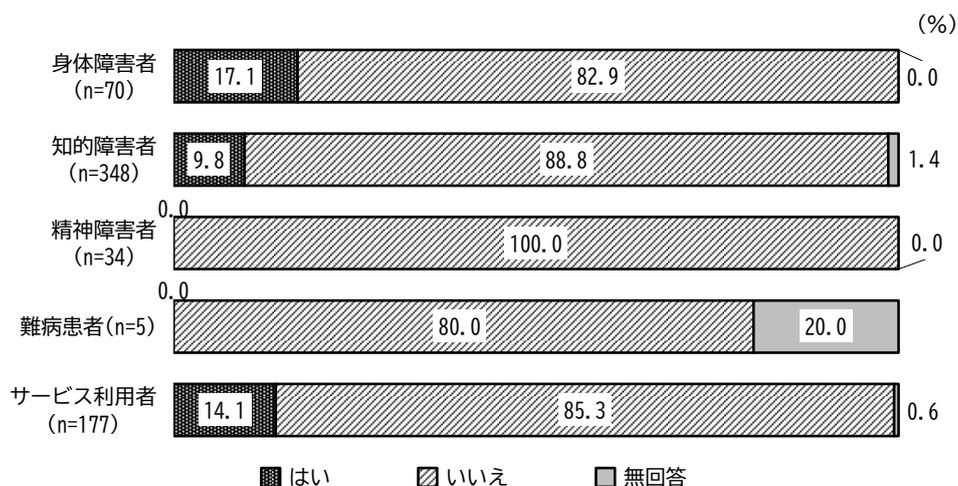
「障害等のある人への調査」では、市民が共生社会（ノーマライゼーション）の考え方を理解しているかについて、「はい」と回答した割合は、身体障害者、精神障害者、難病患者は2割台、知的障害者は1割台となっています（図表2-28）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、市民が共生社会（ノーマライゼーション）の考え方を理解しているかについて、「はい」と回答した割合は、身体障害者、難病患者は1割台、知的障害者は1割以下となっています。精神障害者は「いいえ」の割合が100%となっています（図表2-29）。

図表2-28 市民のノーマライゼーションの理解(障害等の種類別)
【障害等のある人への調査】



図表2-29 市民のノーマライゼーションの理解(障害等の種類別)
【子どもの育ちや発達に関する調査】



(7) 充実を望む施策

① 充実を望む施策

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策について、身体障害者は「各種相談事業を充実すること」（41.1%）、知的障害者は「グループホームを充実すること」（52.6%）、精神障害者は「精神状態の不安定に対する支援の充実」（52.6%）、難病患者は「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」（50.4%）が最も多くなっています（図表2-30）。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、充実を望む施策について、身体障害者と児童通所・障害福祉サービス利用者は、「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」（身体：57.1%、サービス利用：74.6%）、知的障害者と精神障害者は、「障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」（知的：66.7%、精神：61.8%）が最も多くなっています（図表2-31）。

図表2-30 充実を望む施策(障害等の種類別:複数回答)

【障害等のある人への調査】

カテゴリー名	(%)				
	全体 (N=1,419)	身体 障害者 (n=761)	知的 障害者 (n=175)	精神 障害者 (n=304)	難病患者 (n=125)
各種相談事業を充実すること	42.4	41.1	41.7	44.1	48.8
障害等のある人の働く場の確保や 就労の定着を図ること	39.4	34.4	43.4	48.7	50.4
ホームヘルパーの派遣など 在宅生活支援サービスを充実すること	31.2	35.5	25.1	21.4	37.6
障害等のある人や子どもが 受診しやすい医療体制を充実すること	29.7	28.9	26.3	31.6	36.0
障害等のある人が住宅を 確保しやすくなるよう図ること	29.1	24.8	24.6	42.4	33.6
利用できる通所施設を整備すること	26.6	24.8	29.7	28.3	25.6
外出時の移動支援サービスを 充実すること	25.4	29.8	25.1	15.8	25.6
障害等のある人の自立生活をめざした 取り組みが家庭・学校・地域で行われること	24.0	21.9	25.7	27.0	30.4
障害等のある人や子どもに対する 暴力や差別をなくすこと	22.6	18.7	26.3	28.3	29.6
精神状態の不安定に対する支援の充実	22.1	12.9	13.7	52.6	21.6
補装具・日常生活用具給付事業を 充実すること	19.6	27.9	9.1	8.2	12.8
グループホームを充実すること	18.0	11.3	52.6	20.1	7.2
視覚・聴覚などの障害に配慮した 情報提供を充実すること	15.5	21.4	3.4	9.2	15.2
権利擁護事業や成年後見制度の 取り組みの充実を図ること	13.0	10.2	19.4	16.1	13.6
障害等のある人や子どものための 短期入所を充実すること	12.2	10.4	24.0	11.2	8.8
その他	3.2	3.5	2.3	3.3	1.6
分からない	6.8	7.8	5.7	4.6	7.2
無回答	8.7	10.0	6.3	5.3	7.2

図表2-31 充実を望む施策(障害等の種類別:複数回答)

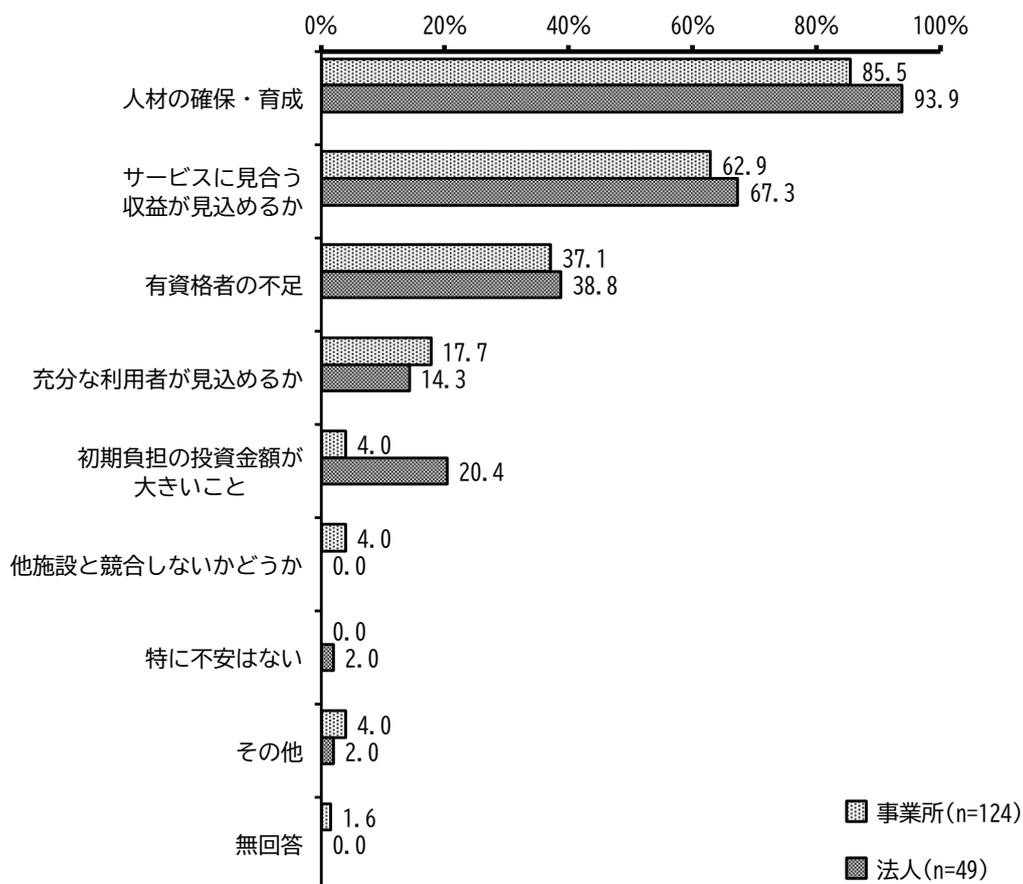
【障害等のある人への調査】

カテゴリー名	(%)					
	全体 (N=651)	身体 障害者 (n=70)	知的 障害者 (n=348)	精神 障害者 (n=34)	難病患者 (n=5)	サービス 利用者 (n=177)
ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること	58.7	57.1	52.9	55.9	20.0	74.6
障害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	57.1	50.0	66.7	61.8	20.0	43.5
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さんが 受診しやすい医療体制を充実すること	41.2	40.0	35.9	44.1	0.0	52.5
利用できる通所施設を整備すること	40.7	25.7	40.5	20.6	40.0	52.0
障害等のある人の自立生活をめざした取り組みが 家庭・学校・地域で行われること	39.8	42.9	35.9	58.8	20.0	44.1
各種相談事業を充実すること	38.7	27.1	37.4	32.4	40.0	48.0
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さん に対する暴力や差別をなくすこと	32.1	27.1	30.5	32.4	20.0	36.7
グループホームを充実すること	22.1	2.9	35.3	17.6	0.0	7.3
外出時の移動支援サービスを充実すること	19.4	20.0	27.6	8.8	0.0	6.8
障害等のある人が住宅を確保しやすくなるよう図ること	18.7	22.9	22.7	26.5	20.0	7.3
障害等のある人や育ちや発達が気になるお子さんのための 短期入所を充実すること	18.4	15.7	23.0	8.8	0.0	14.7
権利擁護事業や成年後見制度の取り組みの充実を図ること	16.9	4.3	24.4	8.8	0.0	9.0
精神状態の不安定に対する支援の充実	15.8	11.4	15.2	32.4	20.0	15.8
ホームヘルパーの派遣など在宅生活 支援サービスを充実すること	14.4	18.6	17.8	8.8	40.0	6.8
補装具・日常生活用具給付事業を充実すること	10.3	37.1	10.1	0.0	20.0	2.3
視覚・聴覚などの障害に配慮した情報提供を充実すること	5.5	17.1	3.4	2.9	0.0	6.2
その他	6.3	7.1	6.3	11.8	0.0	5.6
分からない	1.5	0.0	2.0	0.0	20.0	1.1
無回答	1.8	1.4	1.4	0.0	20.0	0.6

(8) 運営上の不安

「障害福祉サービス事業所調査」では、事業所または法人のいずれかの立場から、運営上の不安たずねたところ、いずれも「人材の確保・育成」(事業所：85.5%、法人：93.9%)が最も多く、次いで「有資格者の不足」(事業所：62.9%、法人：67.3%)となっています(図表2-32)。

図表2-32 運営上の不安(事業所・法人別:複数回答)



7 次期計画策定に向けた課題と方向

(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

① 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

「障害等のある人への調査」では、市民が「共生社会（ノーマライゼーション）」という考え方を十分に理解があると回答する割合は、身体障害者及び精神障害者では2割台、知的障害者では1割台となっています。また、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、身体障害者及び児童通所・障害福祉サービス利用者では1割台、知的障害者、精神障害者、難病患者では1割以下となっています。

また、市民が共生社会（ノーマライゼーション）という考え方を十分に理解していると思うかの回答では、「障害等のある人への調査」では「特別な目で見ないこと」「思いやりのある声かけがある」が多く、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、「お子さんのことを理解して受け入れができること」「お子さんを特別な目で見ないこと」「お子さんが大きな声を出したり動き回っても、嫌な顔をされないこと」が多くなっています。

「障害者福祉団体調査」及び「障害福祉サービス事業所調査」では、団体からは学習会や講演会等による意識啓発の協力、事業者からは研修会や情報提供のほか、交流、場の提供、地域との関係づくり、学校との連携等の協力の意向があります。

障害者福祉団体、障害福祉サービス提供事業に協力をいただきながら、ノーマライゼーションに対する市民の理解促進に向けて一層の情報提供、意識啓発や障害のある人との交流を推進する必要があります。

② バリアフリーの推進

「障害等のある人への調査」では、身体障害者は他の障害と比べて外出頻度や市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度が低く、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度について、知的障害者はやや不満と不満を合計すると5割以上となっています。整備状況の不満な理由について、「障害等のある人への調査」、「子どもの育ちや発達に関する調査」ともに「建物の出入口や通路に段差があったり、幅が狭いこと」が最も多く、次いで「障害等のある人への調査」は「道路に障害物（商品や看板、放置自転車、電柱等）が多いこと」、「子どもの育ちや発達に関する調査」は「誰もが使いやすいトイレの設置が不十分」が多くなっています。

引き続き、道路や建物等のハード面のバリアフリー環境整備を進めていくとともに、情報提供等のソフト面のバリアフリー、障害の理解等の心のバリアフリーも一層推進する必要があります。

③ 地域における見守り・支え合いの推進

「障害等のある人への調査」では、地域で頼みたいことでは、いずれも「安否確認の声かけ」が5割を超え、知的障害者と精神障害者は「災害時避難の手助けの準備」も5割を超えています。頼まれたらできることでは、「安否確認の声かけ」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」がどの障害においても3割以上となっています。また、地域福祉分野の調査として行った一般市民を対象にした郵送による調査では、近隣で手助けできると回答している人は8割を超えており、「日常の見守りや声かけ」、「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」ができると回答する人が多くなっています。

障害の有無にかかわらず、頼まれたらできると回答する人が多いことから、地域における見守り、支え合いの担い手になってもらうための方策について検討が必要です。

一方で、「障害等のある人への調査」での近所づきあいの程度は、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」は知的障害者と精神障害者が2割台、難病患者が1割台、身体障害者が1割以下となっています。見守り、支え合いを促進するためにも、障害のある人と地域の人が、日ごろから顔見知りとなる機会や交流の場について検討が必要です。

④ 障害者福祉団体への活動支援及び協働

市では現在当事者団体・家族会向けに事業補助金の交付や団体との連絡会の開催を行っていますが、「障害者福祉団体調査」によると、過去の調査同様に活動するうえで「後継者問題」、「財政的支援」、「活動場所」等の問題を抱えているという回答が出ています。

当事者団体や家族会の自主活動は、障害のある人・家族同士の交流を活性化し、抱える悩みや迷いを互いに解消する機会や助けになります。今後も障害者福祉団体との協働を推進していくために、活動情報の提供等、担い手の確保や活動拠点の確保につながる支援についても検討することが必要です。

⑤ 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

「障害福祉サービス事業所調査」では、8割の事業所が人材確保を問題としているほか、障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、人材確保の取り組みや専門職の育成のための各種支援策があげられています。分野横断調査（グループインタビュー等）として行ったグループインタビューにおいても、福祉人材の確保について意見が寄せられています。

現在、市では事業者主体の連絡会を開催し研修や情報共有を実施しているほか、地域で活動する団体やNPO法人をサービス提供事業者として育成するため情報提供や助言を行っています。今後はさらに人材確保に向けて、市と事業所が協働で方策を検討していくことが重要です。

また、国の基本指針では、成果目標に「障害福祉サービス等の質の向上」が新たな項目として加えられています。市では第三者評価の受審費用助成を行っており、「障害福祉サービス事業所調査」では、4割の事業所が第三者評価を実施している若しくは実施の予定があると回答しています。今後も第三者評価の受審促進に向けて情報提供等が重要です。

(2) 障害のある人の社会参加の推進

① 地域活動及び社会活動への参加促進

市では、障害のある人の地域活動や社会活動への参加支援として、地域との交流を図るイベントの開催支援や移動・移送サービスの充実等を行っています。

「障害等のある人への調査」では、地域活動への参加状況は、いずれの障害においても「まったく参加していない」が5割以上となっています。参加しない理由では、身体障害者、精神障害者、難病患者は「障害や病気で体調が良くないため」、知的障害者は「きっかけがない」、「一緒に活動する仲間がいない」が最も多くなっています。「障害や疾病等の特性を理解し、参加するための工夫をする」ことに、知的障害者、精神障害者、難病患者の3割以上が必要とする合理的配慮と回答している。

また、地域において自分らしい暮らしができていない人の、できていない理由は「地域の中に頼れる友人・知人がいない」、次いで「地域の中に余暇を楽しめる場所がない」が多くなっています。

多様な活動に参加しやすいよう移動・移送サービスの一層の充実を図るとともに、参加先での配慮に対して活動団体に情報提供する等の取り組みも必要です。また、地域を中心とした活動に参加しやすくするために、障害のある人と地域の人々との交流の機会や場づくりの支援も重要です。

② 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

「障害等のある人への調査」において、参加している文化芸術活動関連の地域活動としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」が4割、「スポーツ活動」が2割、「音楽や絵画などの芸術活動」が1割となっています。

国においては「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害のある人の文化芸術活動の機会を確保することが求められているため、身近な地域において障害のある人が、文化芸術活動やスポーツ活動を通して、自己表現できる機会、友人と一緒に学べる機会を得ることができるよう支援策の検討や情報提供方法等の検討が必要です。

③ 就労への支援

市では、心身障害者福祉センター「きすな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」において、障害者就労支援事業を行っており登録者数は年々増加しています。

「障害等のある人への調査」において、働くために希望することでは、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」、身体障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」、知的障害者は「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」が多くなっています。充実を望む施策では、「障害等のある人への調査」の65歳未満の世代と「子どもの育ちや発達に関する調査」で「障

害等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の回答が多くなっています。

就労相談や生活相談、情報提供等の就労支援、定着のための支援の充実を図るとともに、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、説明会等を通して企業に向けた意識啓発・支援を行っていく必要があります。

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

① 障害のある人に対する差別の解消の推進

平成28年度に障害者差別解消法が施行され、平成30年度に東京都は「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」にて、努力義務としている民間事業者における合理的配慮を義務とし、国よりも踏み込んだ方針を打ち出しています。府中市においても不当な差別的な取り扱いの禁止、合理的配慮の提供の取組を進めています。

必要とする合理的配慮について、「障害等のある人への調査」及び「子どもの育ちや発達に関する調査」ともに「困っていると思われるときは、声をかけ、手伝いの必要性を確かめて対応する」が最も高くなっています。

障害者福祉団体等の協力を得ながら、障害のある人が望む合理的配慮の提供を進めるとともに、広く行政機関・市民・事業者に対して、障害のある人への差別解消に向けた啓発が必要です。

② 虐待防止

「障害福祉サービス事業所調査」では、2割弱の事業者がサービスを提供するうえで、虐待等の場面に遭遇した経験があると回答しています。市では、障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報、関係機関との連携を進めています。相談・通報件数は増加傾向にあるとともに、事例が複雑・困難化してきています。

障害者虐待防止センターの周知、関係機関との緊密な連携を図るとともに、複雑・困難化する事例に対応するために職員の更なる能力向上、マニュアルの見直しを進め、障害のある人の虐待防止に努めます。

③ 権利擁護の推進

市では、府中市社会福祉協議会の権利擁護センターふちゅうにおいて、福祉サービス利用を支援する利用者サポート事業、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理支援を行う地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用支援事業）、また高齢化や障害者の親亡き後の支援制度である成年後見制度の相談や啓発、市民後見人等の養成・支援を行っています。

「障害等のある人への調査」では、成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、「成年後見制度を理解するための周知・啓発」の回答が多く、後見人等にやってほしいことでは、「生活・医療等に関する契約や手続き」、「福祉サービスの契約や手続き」、「預貯金等の管理・解約」の回答が多くなっています。

平成28年度に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村において

基本計画の策定が努力義務とされています。障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた検討や成年後見制度の情報提供、市民後見人の養成、権利擁護センターふちゅうの周知・支援を図る必要があります。

(4) 情報提供と相談支援機能の充実

① 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援

市内では、4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が連携して相談支援を行っています。しかし、各地域生活支援センターの市の相談支援体制全体の中の位置づけや、児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズに対応できる体制が構築できていないといった課題があります。

市内の相談支援体制の現状をふまえ、府中市障害者等地域自立支援協議会の相談支援部会では、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けて、必要な機能と運営体制について検討、答申が行われました。

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策として「各種相談事業を充実すること」が4割を超えて最も多くなっています。「障害者福祉団体調査」では、市の相談体制について当事者による相談、休日や緊急時にも対応できること、専門性、多分野との連携、切れ目のない相談等が望まれています。

国の基本指針では、新たな成果目標として「相談支援体制の充実・強化等」が設けられたこともふまえながら、ライフステージ全体を包括した一体的な相談支援体制を構築するために、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を充実・強化し、障害のある人の意思決定を支援していくことが必要です。一方、障害のある人が身近な地域で困りごとを相談できる環境について、関係機関や地域と連携を図りながら検討していく必要があります。

② 情報提供体制の充実

「障害等のある人への調査」では、悩みや困りごとの相談先における障害福祉に関する公的機関への相談は1割前後にとどまっており、市内の相談機関の認知度では、地域生活支援センターは5割弱が知っているものの、4割は知らない状況があります。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、障害福祉サービスの満足度で不満と回答した人の理由として、「サービスの情報が入手しにくい」が4割台となっています。

公的な相談支援機関、障害福祉サービス、制度等、障害のある人が必要とする情報を入手できる情報提供のあり方や情報にアクセスしやすい環境について検討を進める必要があります。

(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

① 地域生活を支えるサービスの充実

市内の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も増加しています。

障害福祉サービスの満足度で不満と回答した人は、「障害等のある人への調査」では2割、「子どもの育ちや発達に関する調査」では3割となっています。また、不満の理由は、「障害等のある人への調査」では、緊急時の利用、希望通りの内容のサービスが利用できない、希望する日時に利用できないが3割台後半、「子どもの育ちや発達に関する調査」では、希望する事業所や施設が見つからない、緊急時に利用できないが4割台であり、希望にあったサービス利用ができていない人がいます。

「障害福祉サービス事業所調査」においても人材確保・育成、収益確保等の観点から事業者側として必要と感じているが実施できていない事業があるとの回答があります。

今後も増加が見込まれるニーズに対応するために、引き続きサービス提供事業者との連携体制、事業者主体の連絡会への支援等事業者への支援の検討や、障害特性や希望をふまえながら障害福祉サービス提供体制の充実を進める必要があります。

② 安心して生活できる環境づくり

市では、重点施策として令和3年度までに190人分の定員確保を目標に、地域生活の基盤となるグループホームの整備を進めており、平成29年度までに185人分の定員を確保しています。

「障害等のある人への調査」では、充実を望む施策について、精神障害者の4割が「障害者が住宅を確保しやすくなるよう図ること」を、知的障害者の5割が「グループホームを充実すること」を希望しています。

障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している人の地域移行や、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えるとともに、安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続きグループホームの充実や、地域生活支援拠点等の整備が必要です。「地域生活支援拠点等」の機能について府中市障害者等地域自立支援協議会の相談・くらしの部会で検討を行っています。また、住まいの確保について、障害のある人が借りやすくする仕組み等の検討も必要です。

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

精神疾患による入院患者は1年以上の長期入院者が多いこと、また、精神病床からの退院者の約4割が1年以内に再入院しており、精神障害者の多くが必要な地域サービスを十分利用できていないことから、国は、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行の推進と地域で継続して生活できる体制である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を掲げています。体制の構築に向けて、国は各圏域・市町村に令和3年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを求めています。

本市では、令和2年度中に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する予定とな

っているため、今後は協議の場を開催しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を進めていく必要があります。

④ 災害時の支援体制の構築と避難所の確保

「障害等のある人への調査」では、知的障害者の5割は地震や災害等の緊急時に、ひとりで避難することが「できない」と回答しており、災害時に避難を「避難を助けてくれるような人はいない」と回答した人は全体では1割ですが、精神障害者は2割となっています。災害時要援護者登録についての情報発信や、登録対象外の人への安否確認や避難行動支援についても検討することが考えられます。

「障害等のある人への調査」及び「子どもの育ちや発達に関する調査」ともに、災害時に困ること・不安なことは「大勢の中での避難所生活に不安がある」が最も多く、「障害者福祉団体調査」においても避難所についての意見が多く寄せられました。障害特性に応じた配慮が受けられるよう避難所におけるマニュアル等の整備や、障害のある人対応の専門職員の配置等の検討が考えられます。

障害福祉サービス事業者調査では、災害時に協力できることとして、在宅サービス利用者の安否確認や在宅の災害時要援護者の避難支援、施設を福祉避難所として活用することもあげています。

福祉避難所については、市では福祉施設や特別支援学校等と協定を締結しています。市内における新たな福祉避難所の確保等、協定先と災害時の対応について検討を深めるとともに、施設・事業者との災害時の協力体制の構築が必要です。

⑤ 感染症対策の推進

新型コロナウイルスの感染拡大では、障害福祉サービスだけでなく、対面による支援を行う多様な福祉サービスにおいて、支援実施の難しさや感染拡大防止の取組による負担の増加等様々な課題が浮かび上がりました。そして、感染拡大防止のため、一人ひとりの基本的感染対策をひまえた、日常生活の各場面で、「新しい生活様式」が定着しつつあります。

福祉分野における「新しい生活様式」に対する考え方や情報提供のあり方、感染症対策におけるICT機器導入の支援等、障害者福祉団体や福祉施設・福祉サービス提供事業所への支援方法について検討する必要があります。

(6) 障害のある児童への支援の充実

① ともに学ぶ機会（インクルーシブ教育）の充実

「障害者福祉団体調査」では、障害のある人への合理的配慮で特に必要なこととして、インクルーシブ教育についての意見が出ているほか、「子どもの育ちや発達に関する調査」の自由意見においても、幼稚園・保育園、学校から障害のある人と共に過ごすことや障害についての教育への希望が寄せられています。

市では、通常の学級の児童・生徒と特別支援学級、副籍制度を活用した特別支援学校の

児童・生徒との交流や共同学習等を通じて、障害の理解を深める取り組みを進めています。

共生社会の実現に向けて、共に学ぶ機会を通じた障害の理解やお互いの尊重、障害のある児童・生徒の経験や可能性を広げるために、インクルーシブ教育の充実を図る必要があります。

② 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

市では、発達に関する相談件数の増加、多様なニーズへの対応、関係機関の連携の課題等から、府中市障害者等地域自立支援協議会にて児童発達支援センターの必要な機能等に関する検討が行われ、令和2年4月に「府中市児童発達支援センター（仮称）整備基本計画」を策定しています。

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、育ちや発達で初めて気になった時期は、就学前が多くを占めています。充実を望む施策では「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」、ライフステージに応じた支援として希望することでは、「お子さんに関わる教育、保健、医療、福祉等、関係機関の連携が強化されること」が多くなっています。

児童発達支援センターは、乳幼児期から学齢期の切れ目のない相談・支援、家族への支援、児童に関わる関係機関とのネットワーク強化や市民への意識啓発等の役割があります。児童発達支援センターの整備を進めるとともに、児童発達支援センターを中心とした切れ目のない支援体制の構築が必要です。

③ 障害児通所支援等の充実

「子どもの育ちや発達に関する調査」では、障害児通所支援等のサービスの利用意向について、「利用したいが事業所に空きがない」と「利用したい事業所がない」、「今後、利用したい」をあわせた割合は、『日中一時支援』、『移動支援』、『放課後等デイサービス』で3割を超えており、特に充実が望まれています。

障害のある児童とその家族のニーズをひまえながら、障害児通所支援等の生活を支えるサービスを充実する必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の理念と考え方

(1) 計画の理念

本市では、障害のある人[※]もない人も、お互いに尊重し合い、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を改定することとなりました。

「自立（自律）」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす市民として、その人らしく生活をすることを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。また、地域で暮らすすべての人が、障害があってもなくても、相互に人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要です。特に、障害のある人がその人の力をいかして働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、この計画は、障害のある人のためだけのものではなく、すべての市民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高齢者や幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、すべての障害のある人が安心して暮らせるまちは、すべての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

すべての障害のある人のための計画づくりは、すべての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方を**ひまえ**、この計画の目指すべき基本理念と基本視点を次のように位置付けます。

※ 本計画の「障害のある人」とは、障害者基本法第二条に基づき「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

障害のある人もない人も、
お互いに尊重し合い、市民すべてが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現

(2) 計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

○視点1 すべての市民のための計画

すべての障害のある人に地域生活に必要なサービスや支援等が提供されることは、市民の安心にもつながります。

この計画は、障害に対するすべてのバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣の自然なサポートが得られるように、すべての市民に投げかけるものとします。

○視点2 「すべての障害のある人」を対象とした計画

障害のある人が安心して地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、住み慣れた地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害等日常生活に様々な困難のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人等への支援体制の整備が求められています。

この計画は、障害者手帳の有無に関わらず、すべての障害のある人が地域生活に必要なサービスや支援等を受けられることを目指すものです。

○視点3 すべての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現

この計画では、従来の「支え手」「受け手」という関係を超えて、障害があってもなくても、すべての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現を目指します。

これにより、市民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会を実現します。

○視点4 すべての施策における障害のある人への配慮

これまで、障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されてきましたが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

すべての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

○視点5 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、将来の見通しに対する不安を抱えている家族も少なくありません。病院や入所施設からの地域生活への移行の推進においては、家族に頼らなくても障害のある人が安心して地域生活を送れるような仕組みづくりを目指します。

○視点6 サービスの質と量の確保

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行されました。

障害者総合支援法では、サービスの量の見込みにとどまらず、提供体制の確保に係る目標等を必ず定めることとされたため、本市のこれまでのサービス水準を維持しつつ、障害のある人が必要なサービスを受けることができる提供体制を確保していきます。

2 計画の基本目標

「障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、次の6つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

- ・障害のある人への理解を広め、ノーマライゼーションを**推進**します。
- ・移動や公共機関利用時の不便の解消に努めます。
- ・障害のある人の地域での交流活動を促進するとともに、協働による地域における見守り・支え合い活動を促進します。
- ・障害者福祉団体の活動を支援するとともに、連携して事業を推進します。
- ・事業者主体の連絡会の設置支援及びサービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。

【取り組む方針】

- 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発
- バリアフリーの推進
- 地域における見守り・支え合いの推進
- 障害者福祉団体の活動支援及び協働
- 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

(2) 障害のある人の社会参加の推進

- ・地域交流及び地域活動への参加を推進します。
- ・誰もが生涯学習・文化芸術活動・スポーツに参加したり、親しんだりできるように、場や機会を充実します。
- ・障害のある人の一般就労への支援及び定着を図ります。
- ・作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、就労に向けた相談・支援体制を充実します。

【取り組む方針】

- 地域活動及び社会活動への参加促進
- 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保
- 就労への支援

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・障害を理由とする差別の解消を推進するため、市民・事業者に対する意識啓発・情報提供を行います。
- ・虐待に関する相談窓口を設置し、家庭、施設及び職場における障害のある人に対する虐待を防ぎます。
- ・障害のある人の権利が擁護されるような体制を充実します。
- ・障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度の周知、利用促進を行います。

【取り組む方針】

- 障害のある人に対する差別の解消の推進
- 虐待防止
- 権利擁護の推進

(4) 情報提供と相談支援機能の充実

- ・困難を抱える人・世帯が支援につながるができるよう相談支援ネットワークを構築します。
- ・障害のある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能を充実します。
- ・多様な情報提供の仕組みを充実するとともに、コミュニケーション手段の確保を促進します。

【取り組む方針】

- 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援
- 情報提供体制の充実

(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

- ・障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるように、地域生活を支えるサービスの充実や、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ・精神障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- ・災害時の安心・安全が確保できるように避難行動要支援者の支援体制を構築するとともに、災害時における福祉避難所の確保を行います。
- ・感染症対策において、多様な媒体を活用した情報提供、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所のICT機器の活用に向けた支援を検討します。

【取り組む方針】

- 地域生活を支えるサービスの充実
- 安心して生活できる環境づくり
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討
- 災害時の支援体制の構築と避難所の確保
- 感染症対策の推進

(6) 障害のある児童への支援の充実

- ・児童・生徒が障害に対する理解を深めるための機会を充実します。
- ・特別支援教育を推進し、障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりがもつ能力を最大限に伸ばすことができる環境を確保します。
- ・障害の状況に応じて、幼少期からライフステージを見通した切れ目のない支援を目指します。
- ・障害のある児童が必要なサービスを利用できるように、障害児通所支援等のサービスを確保します。

【取り組む方針】

- とともに学ぶ機会（インクルーシブ教育）の充実
- 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築
- 障害児通所支援等の充実

3 計画の体系

基本目標	方針	施策
1 協働・連携で進める 地域共生のまちづくりの推進	(1)市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	①障害理解・意識啓発の推進 重点
	(2)バリアフリーの推進	①移動のバリアフリー化の推進 ②だれでもトイレの整備拡充 ③福祉のまちづくり条例の取組の推進
	(3)地域における見守り・支え合いの推進	①地域での交流・活動の促進 ②地域の福祉人材の確保 ③機関・施設・団体間の連携支援 ④団体・機関のネットワーク化 ⑤障害者施設の地域への開放
	(4)障害者福祉団体の活動支援及び協働	①自主活動への支援
	(5)障害福祉サービス事業所への支援及び協働	①ネットワークの構築 ② 障害福祉サービス事業所への支援及び協働
2 障害のある人の社会参加の推進	(1)地域活動及び社会活動への参加促進	①地域交流の促進 ②外出時の支援の充実 ③障害のある人の参加による多様な計画の推進
	(2)生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保	①生涯学習の充実 ②文化芸術活動への参加促進 ③スポーツ機会の充実
	(3)就労への支援	①各機関の連携の一層の強化 重点 ②就労支援事業の強化 重点 ③作業所などの就労機能の強化 ④ 障害者活躍推進計画の策定と推進
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)障害のある人に対する差別の解消の推進	①差別の解消へ向けた取り組みの強化 重点
	(2)虐待防止	①障害のある人に対する虐待の防止
	(3)権利擁護の推進	①権利擁護の推進 重点
4 情報提供と相談支援機能の充実	(1)相談支援機能の充実・強化、意思決定支援	①基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築 重点 ②相談機能の充実及び 意思決定支援 ③多機関協働の包括的な相談支援体制の構築 ④ピアカウンセリングの充実
	(2)情報提供体制の充実	①総合的な情報提供体制の充実 ②情報へのアクセスの支援 ③コミュニケーションの円滑化の促進 ④ 利用しやすいサービス情報の提供

基本目標	方針	施策
<p>5 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進</p>	(1)地域生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ①ホームヘルプサービスの充実 ②日中活動の場の充実 ③福祉機器の活用による自立支援の促進 ④移動・移送サービスの充実 ⑤高齢者・介護保険サービスとの連携の強化 ⑥健康づくりへの支援 ⑦介護者への支援
	(2)安心して生活できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①地域生活支援拠点等の運営 重点 ②住まいを選択する機会の確保 ③地域での住まいの確保 ④民間賃貸住宅への入居支援 ⑤地域生活への移行と定着 ⑥経済的支援体制の強化 ⑦防犯対策
	(3)精神障害に対応した地域包括ケアシステムの検討	<ul style="list-style-type: none"> ①精神障害に対応した地域包括ケアシステムの検討
	(4)災害時の支援体制の構築と避難所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動要支援者支援 ②福祉避難所の確保
	(5)感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①感染症対策の推進
<p>6 障害のある児童への支援の充実</p>	(1)ともに学ぶ機会(インクルーシブ教育)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①障害への理解・啓発の促進 ②教育相談の充実 ③学校教育の充実
	(2)乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ①児童発達支援センターの整備・運営 重点 ②ちゅうファイルの活用 ③障害の早期把握・早期対応 ④保育サービスの充実 ⑤保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化 ⑥家族等への支援
	(3)障害児通所支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①障害児通所支援等の充実 ②放課後対策

第4章 重点施策

第4章 重点施策

【基本目標1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進】の重点施策

1 障害理解・意識啓発の推進（基本目標1-（1）-①）

障害に関する知識や障害のある人に対する理解を深めるために、リーフレット等を活用しながら、市民・民間事業者への意識啓発に取り組みます。また、WaiWai フェスティバル等の様々なイベントや機会を通じて、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着や、地域の見守り、支え合いの担い手の確保・育成を推進します。

図表 ヘルプカード周知リーフレット表紙



府中市福祉保健部障害者福祉課

【基本目標2 障害のある人の社会参加の推進】の重点施策

2 各機関の連携の一層の強化（基本目標2-（3）-①）

就労支援事業所と市役所、学校、ハローワーク等が連携し、障害のある人の一般就労に向けた支援の充実を図ります。また、障害のある人の雇用、職場での理解等について、各機関の連携を通して、一般企業や公的機関等に働きかけを行います。

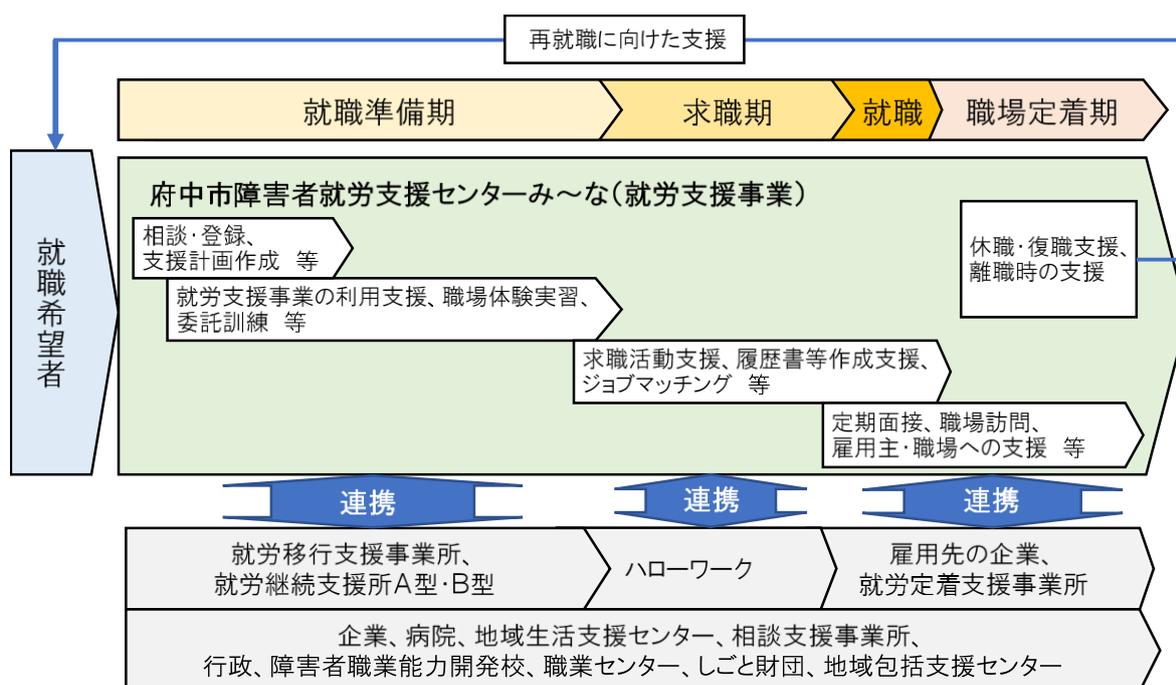
3 就労支援事業の強化（基本目標2-（3）-②）

障害のある人の一般就労への移行、定着を推進するために、就労に関する相談や就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う就労支援事業の強化を図ります。

就労支援事業の強化に当たっては、就労支援事業を実施する「府中市障害者就労支援センターみ～な」の人員拡充や継続的に専門職員を育成できる体制の構築の検討を行います。

また、精神障害のある人に特化した就労相談や就労支援について、人員配置等支援体制を強化します。

図表 「府中市障害者就労支援センターみ～な」を中心とした就労支援の流れ



4 差別の解消へ向けた取り組みの強化

(基本目標3-(1)-①)

府中市障害者差別解消支援地域協議会の設置及び運営することにより、具体的な事例や啓発活動について検討します。

また、民間事業者に対しては、障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供の必要性についての周知に取り組みます。

5 権利擁護の推進 (基本目標3-(3)-①)

判断能力が不十分な障害のある人が、安心して地域で暮らし続けられるよう、「権利擁護センターふちゅう」にて実施する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用支援といった権利擁護の取組を推進します。

また、障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据えて、一層の成年後見制度の利用や周知を図るために、成年後見制度利用促進法に基づく計画を策定します。

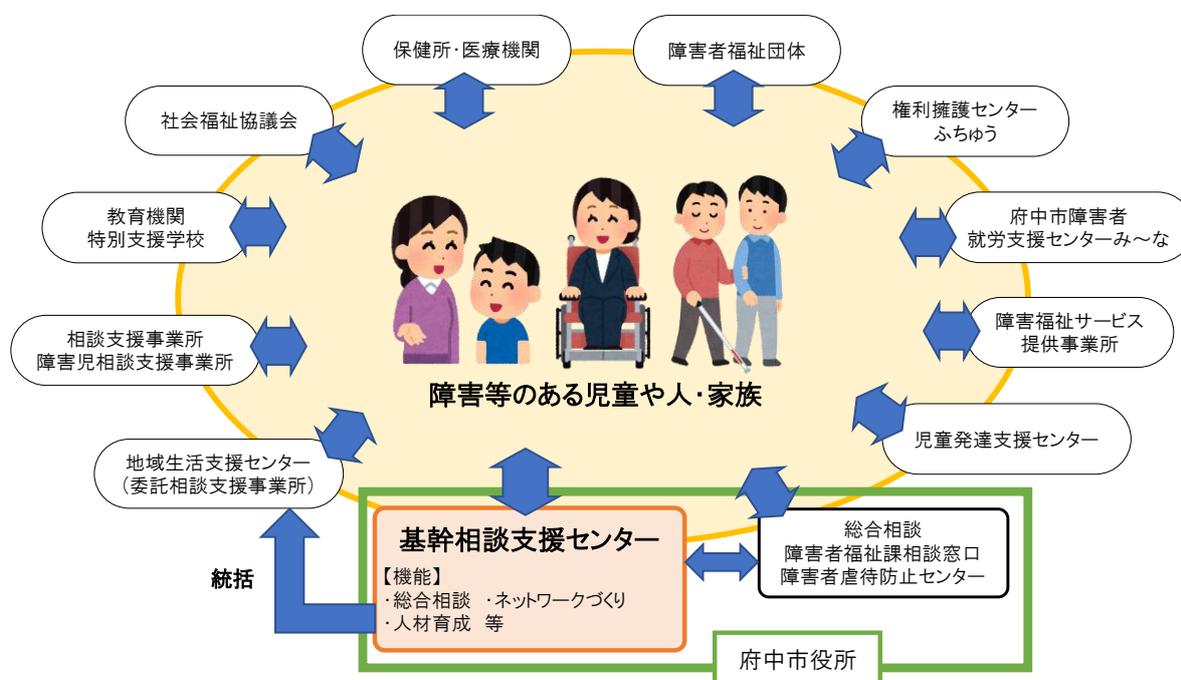
【基本目標4 情報提供と相談支援機能の充実】の重点施策

6 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築（基本目標4-（1）-①）

市内における相談支援体制の強化を図るために、「基幹相談支援センター」を中核とした相談支援ネットワークを構築します。

基幹相談支援センターは機能として、総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等を持つとともに、市内4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を統括する相談機関の相談先としての機能を持ちます。

図表 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワーク

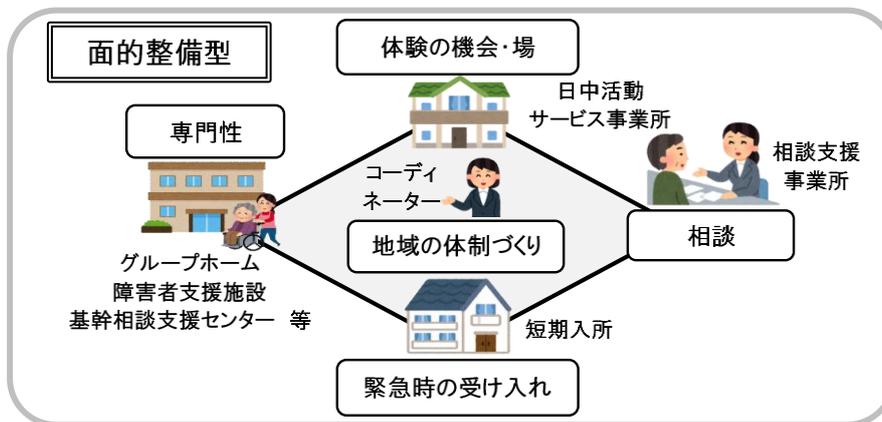


7 地域生活支援拠点等の運営（基本目標5-（2）-①）

本市では、障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う、面的整備型の地域生活支援拠点等を令和3年度から運営します。

今後は、障害福祉サービス提供事業所等との連携強化や機能への協力を呼びかけながら、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

図表 面的整備型による地域生活支援拠点等のイメージ



資料：厚生労働省「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議（平成28年12月12日）」資料より作成

【基本目標6 障害のある児童への支援の充実】の重点施策

8 児童発達支援センターの整備（基本目標6-（2）-①）

市内の障害のある児童の発達支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を提供するため、市内の児童発達支援の中核施設として「府中市児童発達支援センター（仮称）」を整備します。

子ども発達支援センターあゆの子が持つ児童発達支援に関わる機能を集約し、サービス提供体制を強化するとともに、府中市児童発達支援センターを中心とした関係機関の連携体制を構築します。

図表 児童発達支援センターの機能

相談支援	療育支援	家族・地域支援
<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・発達相談（発達検査含む） ・障害児相談支援・計画相談支援 ・関係機関との連携（ライフステージを通じた支援） 	<ul style="list-style-type: none"> <未就学> ・通園（児童発達支援） ・グループ療育 ・個別指導 <学齢期> ・個別指導 	<ul style="list-style-type: none"> <家族支援> ・保育所等訪問支援 ・きょうだい預かり ・研修・教育 <地域支援> ・関係機関の支援 ・ネットワーク形成

出典：府中市児童発達支援センター（仮称）整備基本計画より作成

第5章 計画の基本目標に向けた取組

